

すべての市民の学びに向けた  
生涯学習施策について  
(答申)

令和３年９月

仙台市社会教育委員の会議

# 目 次

## 答申：すべての市民の学びに向けた生涯学習施策について

\*\*\*\*\*

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| はじめに一審議の経過について                   | 1  |
| I 障害者・貧困問題への社会教育的アプローチ           | 3  |
| II 仙台市における現状－障害者・貧困－             |    |
| 1 仙台市における障害者をめぐる現状               | 5  |
| 2 仙台市における貧困をめぐる現状                | 7  |
| 3 子どもの貧困をめぐる現状                   | 10 |
| 4 まとめ                            | 12 |
| III 障害のある方々の学習の促進                |    |
| 1 社会教育機会へのアクセス                   | 13 |
| (1) 柔軟で多様な学習機会の提供                | 13 |
| (2) 障害者の社会教育活動を推進する指導員等の育成       | 13 |
| (3) アクセスしやすい学習機会の創出              | 13 |
| 2 行政、学校、企業・市民活動組織との連携と協働         | 14 |
| (1) 学校との連携                       | 14 |
| (2) 福祉行政等関係部局との連携                | 14 |
| (3) 市民活動組織、企業との連携                | 15 |
| 3 障害者への理解の促進                     | 15 |
| (1) 支援情報の広報活動強化                  | 15 |
| (2) 市民への障害をめぐる現状や課題を理解する学習機会の提供  | 16 |
| IV 貧困のなかにある方々の学習の促進              |    |
| 1 社会教育機会へのアクセス                   | 17 |
| (1) 魅力的で多様な学習機会の提供               | 17 |
| (2) 社会教育活動を推進する指導員等の育成           | 17 |
| (3) アクセスしやすい学習機会の創出              | 17 |
| 2 行政、学校、企業、市民活動組織、諸個人との連携と協働     | 18 |
| (1) 福祉行政の提供する学習機会との区別と連携・協働      | 18 |
| (2) 支援団体、企業、個人との区別と連携・協働         | 19 |
| (3) 学校・福祉施設との連携と協力               | 19 |
| 3 貧困問題への理解の促進                    | 19 |
| (1) 支援情報の広報活動強化                  | 19 |
| (2) 市民への貧困をめぐる現状や課題を理解する学習機会の提供  | 20 |
| (3) 貧困のなかにある方々の学習を支えるボランティア活動の促進 | 20 |
| おわりに                             | 22 |

## 資料編

\*\*\*\*\*

### I 諮問書

|      |    |
|------|----|
| ○諮問書 | 27 |
|------|----|

### II 関連団体調査報告書

|        |    |
|--------|----|
| ○障害者部会 | 29 |
|--------|----|

|       |    |
|-------|----|
| ○貧困部会 | 38 |
|-------|----|

### III 参考資料

|              |    |
|--------------|----|
| ○仙台市社会教育委員名簿 | 48 |
|--------------|----|

|                     |    |
|---------------------|----|
| ○仙台市社会教育委員の会議 審議の経過 | 49 |
|---------------------|----|

## 答申：すべての市民の学びに向けた生涯学習施策について

### はじめに－審議の経過について

仙台市社会教育委員の会議は、令和2年2月4日に仙台市教育委員会より「すべての市民の学びに向けた生涯学習施策について」の諮問を受けた。この背景には、社会状況の変化や価値観の多様化が進む中で、市民一人ひとりが生涯を通じて学ぶことが重要であり、生涯学習施策がその学習要求の実現に資するとともに、社会的課題の解決に対応するものでないこと、そしてこのことは諮問時の第2期仙台市教育振興基本計画においても「学びにあふれ交流するまちをつくる」ことが基本的方向性として各種施策が展開されていたことがある。

この「すべての市民の学びに向けた生涯学習施策について」の検討を進めていくにあたり、UNESCOが掲げる「万人のための教育（Education for all）」がそうであるように、学習の機会に参加することが困難な人びとに対して、どのような施策を提供するのか、という問いに応えることが重要である。

したがって、諮問では、「障害児・者の社会教育へのアクセス」と「貧困のなかにある方々の社会教育への参加」という二つの視点から検討することと、「新しい学習者層の拡大」のための効果的な施策についての議論が求められた。

社会教育委員の会議の審議の経過は以下のとおりである。

- 今期、社会教育委員の会議は令和元年11月～令和3年10月までの2年を任期として会議を進めてきた。令和元年11月の委嘱状交付の後、実質的な議論がはじめられた。
- 令和2年2月の会議で事務局から、仙台市教育委員会教育長より「すべての市民の学びに向けた生涯学習施策について」の諮問を受けたことが説明され、諮問理由についての質疑応答の後、これを受けて今後の議論を進めることが決定された。
- 令和2年4月の会議は新型コロナウイルス感染拡大のため中止となったが、諮問に対する委員からの意見を事務局がメールで収集した。
- 令和2年6月の会議では諮問に対する委員の意見の紹介と事務局が課題と捉えていることについて事務局から説明がなされ、委員からは諮問のテーマが「すべての市民の学びに向けた生涯学習施策について」と幅広いため、焦点を絞ったほうがよいのではないか、また「若者」の観点から考えると、すでに若者自身が興味関心のあることについて積極的に活動しているなどの意見が出された。これらを踏まえ委員長・副委員長及び事務局で検討課題を絞り、「若者」というテーマについては、生涯学習へのアクセスが難しい「貧困のなかにある方々」という観点と合わせて考えることとし、次の会議で再度委員に提示することとなった。

○令和2年7月の会議において、委員長から「障害のある方々の生涯学習について」と「貧困のなかにある方々の生涯学習について」という二つの検討課題に絞って議論をしていくことが説明され、それぞれのグループに分かれて議論をし、調査を進めていくこととなった。具体的には、委員がリクエストをした調査先と事務局が日程調整を行い、委員が生涯学習についての課題や意見についてインタビュー調査を実施することとなった。

○令和2年9月の会議では、調査の進捗報告が行われた。調査団体は「障害のある方々の生涯学習について」に関する団体が5団体、「貧困のなかにある方々の生涯学習について」が3団体であり、それぞれの団体から課題・意見として挙げられた内容が報告された。

○令和2年11月の会議では、10月末に行った「貧困のなかにある方々の生涯学習について」の1団体の訪問調査の報告と、施策の柱建て（案）についての意見が交わされた。

○令和3年2月の会議では、施策の柱建ての協議資料について、「全体の構成の確認」「施策の柱建て」の2点について確認しながら、グループに分かれて議論を行った。

○令和3年4月の会議では、委員長から骨子の確認、執筆作業について説明がなされ、その後、答申の骨子案・構成案について全体協議が行われた。各グループではリーダーを中心として、執筆の割り振りを検討し、担当者同士で相談しながら執筆作業を進めていくこととなった。

○令和3年6月の会議では、答申書素案について、グループワークを中心に協議を行った。議論内容及び委員長からの配布資料「提言における施策・取り組みの内容」を参考に、各グループでリーダーを中心として4月に引き続き執筆作業を進めることとなった。

○令和3年8月の会議では、各グループの執筆内容を整理した答申案について、協議と確認を行った。その後、委員長・副委員長による調整、メールによる社会教育委員への最終意見確認、関係部局への事実確認を経て、答申をまとめるものである。

以下、社会教育委員の会議としての答申を報告いたします。

## I 障害者・貧困問題への社会教育的アプローチ

まず、基本的な概念の整理から始めよう。障害者の定義とは何か。障害者は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と、「障害者基本法」では定義されている。

学習への参加という視点から見ると、身体的・精神的障害があるという側面（impairments）と、参加を阻害する社会的条件（disabilities）との相互作用によるものととらえられる。では、何が学習への参加を阻害するものであるのか。そこからどのような問題が生じているのかを把握したい。これを踏まえ、参加と包摂を実現するための施策を明らかにすることが求められる。

第1に、大切な点は、障害のある方々の「個人の尊厳、自立・自律の尊重」である。貧困のなかにある方々についても「尊厳のある暮らし」を送るためには、経済的支援はもちろん必要であるが、同時に、地域の文化・社会・スポーツ活動に参加すること、社会とのつながりを持つこと、学び続けることができる条件を整備することが重要である。

第2に、包摂すべき私たち自身の関与のあり方、阻害する社会的諸条件を解消するために努力を続けるという社会的視点がなければならない。このためには市民の意識啓発を進めることが求められるが、生涯学習を通して障害のある方々と共に学び合う経験を持つことが、私たちの意識を変える契機ともなるだろう。全ての市民がこうした経験を持つ機会をつくることが環境を醸成するために必要なことである。

第3に、国際的にも共有されている基本原則である社会的参加と自己決定を尊重しなければならない。とりわけ、「障害者に関する問題について、他の意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。）を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者が積極的に関与」すること、事業を計画・実施する際に当事者の意見を反映させる機会を持つ努力をすることが大切である。

一方、貧困とは何か。それは、どのような状態なのか。概念自体は歴史的な展開とともに、かつ社会・文化の違いに応じて変化し、多様性を含むが、一般に、貧困概念は2つに分けることができるだろう。

一つは「絶対的貧困」である。これは、生きるうえで必要最低限の生活水準が満たされていない状態を意味し、世界銀行などの国際機関は世帯で「1日に1.9ドル」以下の収入の人々を絶対的貧困の状態にあると捉えている。

これに対して、通常使われるのは「相対的貧困」である。相対的貧困とは、その国や地域の水準のなかで比較して、大多数よりも貧しい状態のことを指しており、所得で見ると、世帯の所得がその国の等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）に満たない状態のことを言う。結果として、就職すること、働き口を見つけることが困難であり、その他の地域の文化・社会・スポーツ活動に参加する機会を奪われる状態を生み出すことになる。また、社会的孤立に陥りやすく、社会的つながりを失い、結果として、地域社会への参加の機会を奪われることに結びつく。

貧困のなかにある方々は学校教育，社会教育の機会を享受することが難しいことが多い。一方，障害のある方々についても教育の機会や就労機会を得ることが難しく，結果として貧困に陥ることが少なくない。

こうした貧困の連鎖を断ち切る上で教育機会の提供が考えられる。この答申は，社会教育施策を通して，障害のある方々・貧困のなかにある方々を支援することを目指すものである。しかし，障害にしても，貧困にしても，その問題を解消することをめぐり社会教育が直接できることは極めて限定されることを認識することも大切である。それでも社会教育固有の役割を示すことは重要であり，かつ，経済，福祉，学校教育をはじめ他のセクターや機関，個人と協力しつつアプローチする手法をとることを意識的に追求すべきである（multi-sector approach）。この協力関係のなかで社会教育がどのような役割を果たしうるのか，果たすべきなのか，ということを明らかにすることも，この答申の意図するところの一つである。

## Ⅱ 仙台市における現状－障害者・貧困－

### 1 仙台市における障害者をめぐる現状

仙台市において障害のある方々はどのくらいの数になるのか。障害者として認知されるのはあくまで法的・制度的に把握できるものに限られており、実際の数であるとは言えないところがある。しかし、ここでは仙台市で「障害者手帳」を取得した方々の数を通して把握してみよう。表1に見るように、令和元年度において、「身体障害者手帳」所持者は32,718人、「療育手帳」所持者が9,105人、「精神障害者手帳」所持者が10,355人となっている。残念ながら、「視覚障害」「聴覚障害」など、教育と関係する数値はないが、近年、少しずつ増加していることがわかる。

表1 障害者手帳の所持者の推移

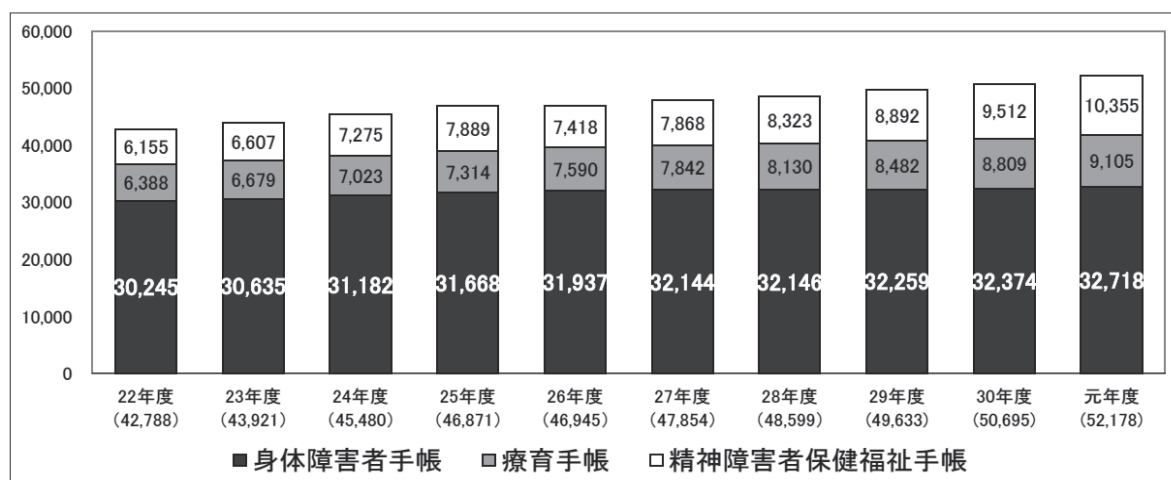
単位：人

| 年度     | 身体障害者手帳 | 療育手帳  | 精神障害者手帳 |
|--------|---------|-------|---------|
| 平成22年度 | 30,245  | 6,388 | 6,155   |
| 平成23年度 | 30,635  | 6,679 | 6,607   |
| 平成24年度 | 31,182  | 7,023 | 7,275   |
| 平成25年度 | 31,668  | 7,314 | 7,889   |
| 平成26年度 | 31,937  | 7,590 | 7,418   |
| 平成27年度 | 32,144  | 7,842 | 7,868   |
| 平成28年度 | 32,146  | 8,130 | 8,323   |
| 平成29年度 | 32,259  | 8,482 | 8,892   |
| 平成30年度 | 32,374  | 8,809 | 9,512   |
| 令和元年度  | 32,718  | 9,105 | 10,355  |

出典：仙台市健康福祉局障害福祉部障害企画課

図1 障害者手帳の所持者の推移

単位：人



出典：仙台市健康福祉局障害福祉部障害企画課

表2は、身体障害者手帳所持者数の年齢別推移である。これに見るように、65歳以上で身体障害者手帳の所持者数が大幅に増加している。これは、加齢に伴う身体機能の低下による身体障害者手帳所持者が増えるためだと推察される。身体障害者手帳を所持することにより、税制面での考慮や、医療費助成や福祉サービスを受けやすくなる。また、「中途障害」など、ライフコースの途中で事故や病気により障害を受けた結果も反映していると推察されよう。

表2 身体障害者手帳所持者数の年齢別推移

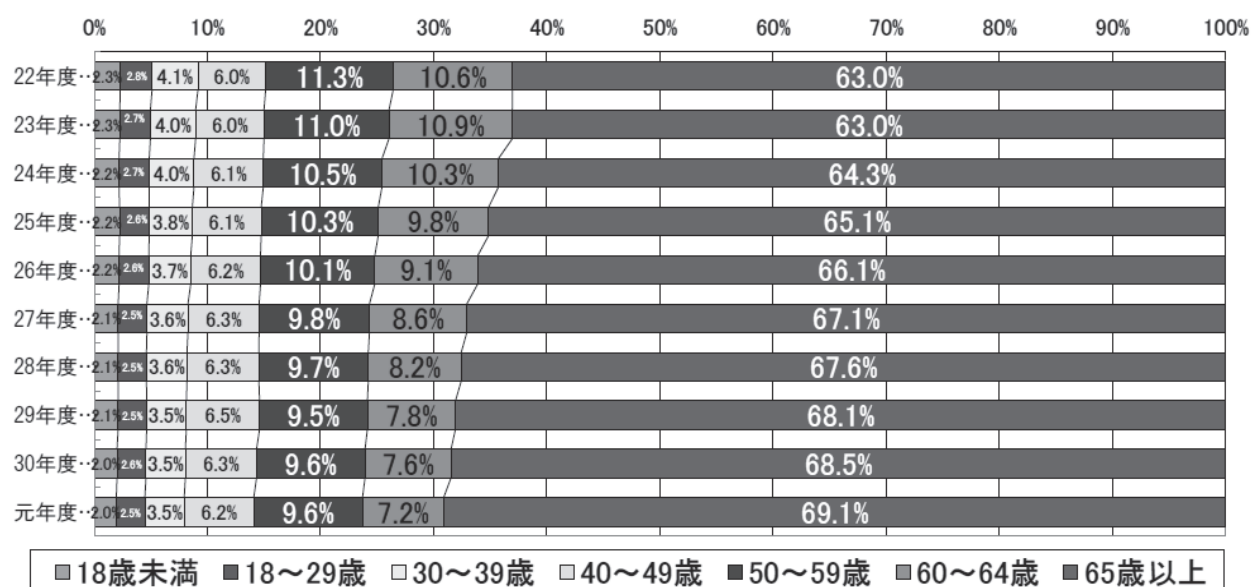
単位：人

| 年度     | 18歳未満 | 18～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～64歳 | 65歳以上  | 合計     |
|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 平成22年度 | 697   | 849    | 1,231  | 1,805  | 3,416  | 3,193  | 19,072 | 30,263 |
| 平成23年度 | 692   | 832    | 1,224  | 1,855  | 3,382  | 3,345  | 19,332 | 30,662 |
| 平成24年度 | 686   | 832    | 1,233  | 1,910  | 3,276  | 3,209  | 20,049 | 31,195 |
| 平成25年度 | 708   | 836    | 1,202  | 1,932  | 3,277  | 3,090  | 20,640 | 31,685 |
| 平成26年度 | 703   | 839    | 1,185  | 1,974  | 3,208  | 2,906  | 21,129 | 31,944 |
| 平成27年度 | 684   | 811    | 1,170  | 2,018  | 3,139  | 2,762  | 21,560 | 32,144 |
| 平成28年度 | 681   | 806    | 1,152  | 2,041  | 3,107  | 2,639  | 21,720 | 32,146 |
| 平成29年度 | 684   | 811    | 1,135  | 2,086  | 3,078  | 2,493  | 21,972 | 32,259 |
| 平成30年度 | 656   | 826    | 1,127  | 2,038  | 3,101  | 2,463  | 22,163 | 32,374 |
| 令和元年度  | 640   | 825    | 1,138  | 2,014  | 3,142  | 2,345  | 22,614 | 32,718 |

出典：仙台市健康福祉局障害福祉部障害企画課

図2 身体障害者手帳所持者数の年齢構成比

単位：％



出典：仙台市健康福祉局障害福祉部障害企画課

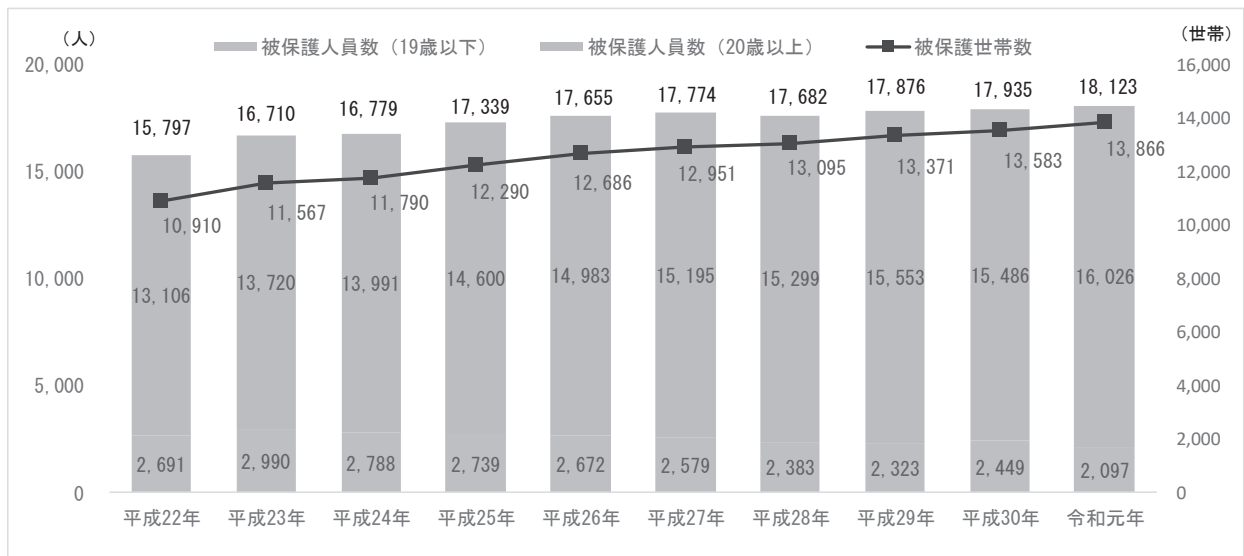
2 仙台市における貧困をめぐる現状

冒頭に、「相対的貧困」を問題とすると述べたが、この推移を統計的につかむことは難しい。まず、仙台市の統計に即して近似的な状況をつかんでみたい。

図3は、仙台市生活保護世帯人員数の推移である。令和元年度において、「被保護世帯」は、13,866世帯となっている。「被保護世人員数」が18,123人ということから、世帯規模が小さいという特徴を持っていることがわかる。

令和元年度の世帯形態を見ると、「高齢者世帯」が6,485世帯、「母子世帯」が897世帯、「傷病・障害者世帯」が3,710世帯であり、「障害者」の方々が貧困の状態になりやすい構造があることもわかる。

図3 仙台市生活保護世帯人員数の推移



出典：仙台市健康福祉局地域福祉部保護自立支援課

表3 仙台市被保護実世帯数及び被保護人員数

| 年度     | 生活保護世帯数 |       |          |       |        | 保護人員数（人） |         | 保護率（人口1,000人につき） |
|--------|---------|-------|----------|-------|--------|----------|---------|------------------|
|        | 高齢者世帯   | 母子世帯  | 傷病・障害者世帯 | その他   | 計      | 全体       | うち19歳以下 |                  |
| 平成22年度 | 3,850   | 1,028 | 3,393    | 2,639 | 10,910 | 15,797   | 2,691   | 15.16%           |
| 平成23年度 | 3,975   | 1,084 | 3,518    | 2,990 | 11,567 | 16,710   | 2,990   | 15.93%           |
| 平成24年度 | 4,248   | 1,061 | 3,506    | 2,975 | 11,790 | 16,779   | 2,788   | 15.82%           |
| 平成25年度 | 4,614   | 1,056 | 3,568    | 3,052 | 12,290 | 17,339   | 2,739   | 16.23%           |
| 平成26年度 | 4,990   | 1,058 | 3,563    | 3,075 | 12,686 | 17,655   | 2,672   | 16.46%           |
| 平成27年度 | 5,363   | 1,023 | 3,542    | 3,023 | 12,951 | 17,774   | 2,579   | 16.47%           |
| 平成28年度 | 5,689   | 990   | 3,548    | 2,868 | 13,095 | 17,682   | 2,383   | 16.31%           |
| 平成29年度 | 5,918   | 953   | 3,629    | 2,871 | 13,371 | 17,876   | 2,323   | 16.46%           |
| 平成30年度 | 6,208   | 934   | 3,671    | 2,770 | 13,583 | 17,935   | 2,449   | 16.48%           |
| 令和元年度  | 6,485   | 897   | 3,710    | 2,774 | 13,866 | 18,123   | 2,097   | 16.63%           |

出典：仙台市健康福祉局地域福祉部保護自立支援課

表4は、「生活保護種類別被保護人員」である。令和元年度において、「生活扶助」「住宅扶助」「介護扶助」「医療扶助」の比率が高く、教育扶助人員が少ない。「生活扶助」，「住宅扶助」，「医療扶助」など普段の暮らしにかかわる項目が多く，これと比較すると，「教育扶助」を受給されている方はそれほど多い人員ではない。また，この「教育扶助」も子どもの学校教育に関するものであると考えて良いだろう。

表4 生活保護種類別被保護人員

単位：人

| 年度     | 延人員     |         |        |        |         |    |       |     |         |
|--------|---------|---------|--------|--------|---------|----|-------|-----|---------|
|        | 生活      | 住宅      | 教育     | 介護     | 医療      | 出産 | 生業    | 葬祭  | 計       |
| 平成22年度 | 174,310 | 167,729 | 17,432 | 18,979 | 154,969 | 11 | 5,914 | 262 | 539,606 |
| 平成23年度 | 182,459 | 175,333 | 18,060 | 19,817 | 164,905 | 9  | 6,371 | 341 | 567,295 |
| 平成24年度 | 183,752 | 175,141 | 17,767 | 21,636 | 168,679 | 10 | 6,397 | 281 | 573,663 |
| 平成25年度 | 188,195 | 180,029 | 17,549 | 23,917 | 174,620 | 11 | 6,427 | 281 | 591,029 |
| 平成26年度 | 192,044 | 184,416 | 16,930 | 25,861 | 179,093 | 15 | 6,691 | 324 | 605,374 |
| 平成27年度 | 190,573 | 186,556 | 15,789 | 27,033 | 181,518 | 10 | 6,440 | 382 | 608,301 |
| 平成28年度 | 188,692 | 186,460 | 14,815 | 28,379 | 180,640 | 7  | 6,101 | 387 | 605,481 |
| 平成29年度 | 190,370 | 188,898 | 14,589 | 29,716 | 182,560 | 10 | 5,994 | 407 | 612,544 |
| 平成30年度 | 189,820 | 189,409 | 13,968 | 31,138 | 184,788 | 8  | 5,838 | 278 | 615,247 |
| 令和元年度  | 190,348 | 190,337 | 12,712 | 31,574 | 186,743 | 2  | 5,851 | 324 | 617,891 |

| 年度     | 施設内<br>保護 | 就労自立<br>給付 | 進学準備<br>給付 |
|--------|-----------|------------|------------|
| 平成22年度 | 873       | －          | －          |
| 平成23年度 | 932       | －          | －          |
| 平成24年度 | 1,032     | －          | －          |
| 平成25年度 | 1,079     | －          | －          |
| 平成26年度 | 1,151     | 43         | －          |
| 平成27年度 | 1,259     | 108        | －          |
| 平成28年度 | 1,418     | 105        | －          |
| 平成29年度 | 1,686     | 134        | －          |
| 平成30年度 | 1,562     | 138        | 65         |
| 令和元年度  | 1,630     | 155        | 32         |

出典：仙台市健康福祉局地域福祉部保護自立支援課

※ 保護の種類と内容

| 扶助の種類 | 生活を営む上で生じる費用                | 支給内容                                                            |
|-------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 生活扶助  | 日常生活に必要な費用<br>(食費・被服費・光熱費等) | 基準額は(1)食費等の個人的費用(2)光熱水費等の世帯共通費用を合算して算出。<br>特定の世帯には加算がある。(母子加算等) |
| 住宅扶助  | アパート等の家賃                    | 定められた範囲内で実費を支給。                                                 |
| 教育扶助  | 義務教育を受けるために必要な学用品費          | 定められた基準額を支給。                                                    |
| 医療扶助  | 医療サービスの費用                   | 費用は直接医療機関へ支払。(本人負担なし)                                           |
| 介護扶助  | 介護サービスの費用                   | 費用は直接介護事業者へ支払。(本人負担なし)                                          |
| 出産扶助  | 出産費用                        | 定められた範囲内で実費を支給。                                                 |
| 生業扶助  | 就労に必要な技能の習得等にかかる費用          | 定められた範囲内で実費を支給。                                                 |
| 葬祭扶助  | 葬祭費用                        | 定められた範囲内で実費を支給。                                                 |

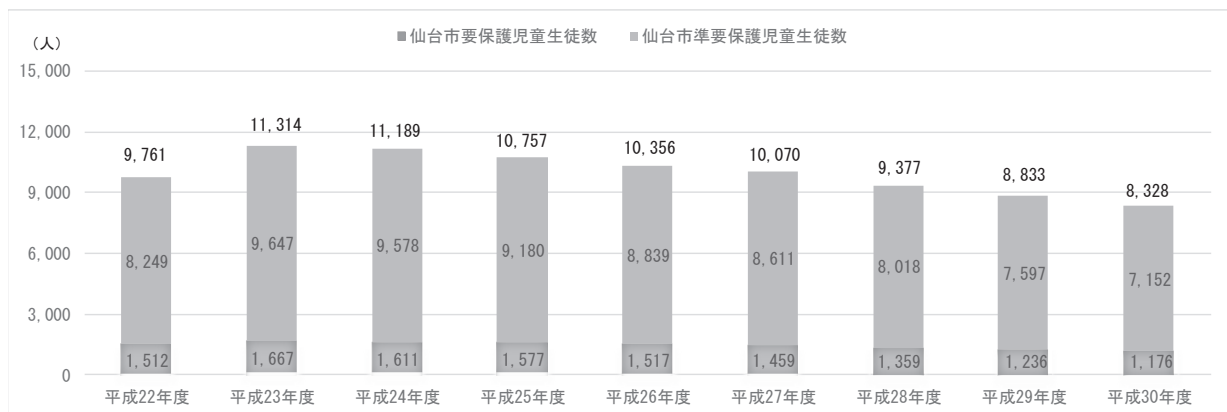
- 施設内保護** … 抱えている問題の特質に応じて、各種の福祉施設に入居することにより、必要なサービスの提供を受けること。救護施設・更生施設、医療保護施設、授産施設等。  
仙台市内では救護施設の他、令和2年度より日常生活支援住居施設（無料低額宿泊所のうち、生活保護法[昭和25年法律第144号]第30条第1項ただし書の規定により、福祉事務所長の委託を受けて生活保護受給者を入所させ、日常生活支援を行うことができる施設であり、市長が認定する施設）も運用を開始している。
- 就労自立給付** … 保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たことで保護廃止に至った際に支給する制度。  
安定した職業に就いたことで生活保護を必要としなくなったと認められた世帯に支給される。
- 進学準備給付** … 生活保護世帯の子どもが大学等へ進学する際の支援を図ることを目的とし、一時金を支給する制度。（平成30年度生活保護法の改正による）

### 3 子どもの貧困をめぐる現状

仙台市における子どもの貧困をめぐる現状について、いくつかの統計を確認したい。

図4は仙台市要保護児童生徒数・準要保護児童生徒数の推移である。学校教育法に基づき実施する就学援助の受給対象となっている本市の要保護児童生徒数及び準要保護児童生徒数（いずれも経済的理由によって就学困難な児童生徒）の合計は平成23年度の11,314人をピークに、以降減少傾向にある。平成30年度の本市の要保護児童生徒数及び準要保護児童生徒数は8,328人と、ピーク時の約7割程度に減少している。

図4 仙台市要保護児童生徒数・準要保護児童生徒数の推移



出典：仙台市教育局総務企画部学事課

表5は仙台市就学援助受給率の推移である。全児童生徒数に対する就学援助受給率についても平成23年度の14.1%をピークに以降減少傾向にあり、平成30年度は10.7%となっている。

表5 仙台市就学援助受給率の推移

| 区分                   | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 仙台市全児童生徒数 (①) (人)    | 81,166 | 80,146 | 80,201 | 80,037 | 79,587 |
| 仙台市要保護児童生徒数 (②) (人)  | 1,512  | 1,667  | 1,611  | 1,577  | 1,517  |
| 仙台市準要保護児童生徒数 (③) (人) | 8,249  | 9,647  | 9,578  | 9,180  | 8,839  |
| 計 (④：②+③) (人)        | 9,761  | 11,314 | 11,189 | 10,757 | 10,356 |
| 仙台市就学援助受給率 (④/①) (%) | 12.0%  | 14.1%  | 14.0%  | 13.4%  | 13.0%  |

| 区分                   | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|
| 仙台市全児童生徒数 (①) (人)    | 79,215 | 78,516 | 78,131 | 77,554 |
| 仙台市要保護児童生徒数 (②) (人)  | 1,459  | 1,359  | 1,236  | 1,176  |
| 仙台市準要保護児童生徒数 (③) (人) | 8,611  | 8,018  | 7,597  | 7,152  |
| 計 (④：②+③) (人)        | 10,070 | 9,377  | 8,833  | 8,328  |
| 仙台市就学援助受給率 (④/①) (%) | 12.7%  | 11.9%  | 11.3%  | 10.7%  |

出典：仙台市教育局総務企画部学事課

※就学援助：学校教育法に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、市町村が行う経済的援助。対象区分には、生活保護法に規定する要保護者である「要保護児童生徒」、要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準（例えば、非課税世帯や児童扶養手当受給世帯等）に基づき認定した「準要保護児童生徒」がある。

表6に見るように、仙台市における「中学卒業時」の進学率は94.5%で、ほとんどの世帯が高校へと進学していることが確認できる。しかし、「高校中退率」が6.4%ほどあること、「高校卒業時」には高等教育機関への進学が制限されていることがわかる。

しかしながら、平成30年度には、生活保護法の一部改正により大学等への進学の支援も始まった。公的支援による進学率向上を期待したい。

表6 生活保護世帯に属する子どもの進学状況

単位：％

| 時点     | 区分          | 仙台市   | 宮城県   | 全国    | 仙台市全卒業者 |
|--------|-------------|-------|-------|-------|---------|
| 中学校卒業時 | 進学率         | 94.5% | 93.9% | 94.0% | 99.2%   |
|        | 就職率         | 0.9%  | 0.7%  | 1.4%  | 0.1%    |
| 高校卒業時  | 進学率         | 25.0% | 22.5% | 36.1% | 82.4%   |
|        | 就職率         | 48.7% | 55.6% | 47.2% | 12.0%   |
|        | 高校中退率       | 6.4%  | 6.3%  | 4.3%  | －       |
|        | 高校中退率（一般世帯） | －     | 1.5%  | 1.3%  | －       |

出典 仙台市：仙台市健康福祉局地域福祉部保護自立支援課（平成31年4月1日現在）

仙台市全卒業業者：令和元年度学校基本調査結果報告書（宮城県）

宮城、全国：厚生労働省社会・援護局保健課調べ（平成31年4月1日現在）

※注1：中学校卒業時進学率は平成31年3月に中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部も含む）を卒業した者のうち、その翌年度に高等学校等（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部も含む）及び専修学校の高等課程に進学した者の割合（平成31年4月1日現在）。

※注2：高校卒業時進学率は平成31年3月に高等学校等（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部も含む）及び専修学校等を卒業した者のうち進学した割合（平成31年4月1日現在）。

高校中退率：宮城県保健福祉部社会福祉課調べ（宮城県）、「令和元年度子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施の状況（内閣府）」（全国）

※注3：中退率は平成31年4月の在籍者のうち当該年度中に中退した者の割合

高校中退率（一般世帯）：令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果（文部科学省）

#### 4 まとめ

答申の部に進む前に、これまでの考察から明らかになった仙台市の障害のある方々、貧困のなかにある方々の学習に関わる点について若干のまとめをしておきたい。

まず、障害者や貧困問題に社会教育の立場から施策をまとめる際に大切な点は、3つ指摘できる。第1に、学習者として支援の施策を考える際にも、当事者の声を適切に反映させることが原則である。例えば、支援を意識して事業を計画する際にも、いろいろな検討の機会に際して、当事者として参加し、意見を表明し、決定に参加することが重要である。第2に、障害のある方々も、貧困のなかにある方々も、社会的偏見や差別の対象とされることがないように、「個人の尊厳、自立・自律の尊重」を大切にすることが重要である。第3に、社会教育の施策を考える際に、社会的アプローチを取ることである。つまり、問題を抱えている人たち個人の問題としてとらえるのではなく、彼・彼女たちとともに仙台市に暮らす者として、かつ、この社会の制度や意識の側の問題として施策を考えるべきである。

わずかな統計数値ではあるが、これらをみると、いくつかの特徴が浮かび上がってくる。一つは、障害者の数は年々少しずつではあるが増加していること、とくに、高齢期にはその比率が高くなってきていることが明らかである。貧困についても、得られる情報はわずかではあるが、「生活保護受給世帯」は少しずつ増加しており、とくに高齢期の貧困は大きな問題となっている。こういった仙台市の状況も踏まえて、社会教育の充実を検討していくことも必要ではないだろうか。

社会教育の施策を考える際の出発点は、当事者の置かれた状況を適切に把握することである。この点から考えると、福祉行政の領域で基本的な統計はあるが、もっとも重要な彼・彼女たちの学習へのアクセスの状況、そしてニーズや評価については調査そのものが存在しない。社会教育政策や施策を考える際の根拠がほとんどないと言ってもよい状況にとどまっている。今後、必要な情報を得るために基礎調査を実施することを要望したい。

### Ⅲ 障害のある方々の学習の促進

#### 1 社会教育機会へのアクセス

##### (1) 柔軟で多様な学習機会の提供（健常者との共同学習を含む）

現在、障害のある方々が学ぶ場としては、仙台市福祉プラザなどの福祉施設で学ぶことが中心となっており、社会教育の領域で学ぶ人たちに対しては学ぶ場が少ない現状がある。特に、学校卒業後や就労してからは、学生時代のような学習機会も少ないのが顕著であり喫緊の課題である。

まずは、学生時代に健常者との共同学習をする場を提供し、互いに普段からノーマライゼーションを意識することができるようになりたい。

市民センターではいくつかの事業に手話通訳等の人員を配置するなどしているが、その数も限られ十分とはいえない。

障害のある方々のニーズに合った学習機会を確保することや、健常者との共同学習の場を設けること、なおかつ社会福祉領域との連携をより積極的に図るとともに、社会教育施設でも相談員体制を整備して、障害者一人ひとりのニーズに合った学びを受け入れられるよう支援する必要がある。

そのためには、障害者の社会教育活動の場の利用者やその保護者の声を聞き、実態調査を踏まえることも大切である。こうした理解に基づいての学びの内容や、施設の点検・整備、また、活動の場に行くことのできない障害者に対しては、ICTを活用し、対面とICTのハイブリットでのサービスの提供の推進を図ることが求められる。

また、障害者の権利を尊重するという視点からは、社会教育施設の運営にあたって審議会や利用者の集いなどに障害のある市民が参加し、利用者たちの意見を反映させる仕組みを整備することも有効になると考える。

##### (2) 障害者の社会教育活動を推進する指導員等の育成

障害福祉の領域では、介護福祉士、精神保健福祉士のような資格が重要だが、障害者向けの生涯学習の支援には必要とされる資格はない。現状では福祉施設の職員がサポートしているが、職員の能力により差が出ている。障害によって活動にサポートが必要とされる利用者がいる場合、講師以外に補助として支援してくれる人がいればスムーズに活動できるのではないかと考える。

まずは、施設職員と利用者が安心できるように、顔の見える化、社会教育施設との連携、地域との連携などを有効活用し、ネットワーク化を推進していく必要がある。

そして、施設職員の人手不足などで参加することができていないこともあるため、指導者や施設関係者、ボランティアを対象に、社会教育主事との勉強会、キャリアアップセミナーやワークショップを開催し人材の育成にも力を入れていく必要があると考える。

##### (3) アクセスしやすい学習機会の創出

活動の場の提供から考えると、利便性や施設設備のバリアフリー仕様による安心感などは障害者にとって重要である。現在の拠点はその点から望ましい場所とは言えない面がある。以前は市民センターで行われていたイベントも、障害者に特化した施設ができることでそちらに移行してきている現状が見られる。

移動の支援が必要な利用者にとっては、施設内での移動と参加するための送迎が困難であるために学習機会を遮ってしまう可能性がある。施設内の移動の整備を推進することと、社会に出た時に公共の施設利用・移動手段等ができるよう、より手厚くできる学生時代にサポートする体制をつくる必要があると考える。現在、学生時代に移動支援制度などを活用し、社会へ繋ぐサポートサービスがあるものの、人材が足りていない状況である。

今後、移動支援サービスの拡充や補助を行い、社会人となったとき、様々な人が利用しやすいように、施設の環境整備や利用者の送迎サポートが求められる。

また、活動の場に行くことのできない障害者に対しては、ICTを活用したサービスの提供も推進していく必要があると考えられる。

## 2 行政、学校、企業・市民活動組織との連携と協働

障害のある方々に様々な学習機会を提供するためには、社会教育行政のできることはあまりにも小さく、また限界も多い。だからこそ、関係する諸機関・組織との連携・協働の関係を築くことが大切である。障害のある方々を学習という側面で包摂することのできる地域をつくるということは、総体としての包摂的な社会をつくるための小さな、しかし、重要な一歩となる。以下では、学校、福祉行政、民間セクターのそれぞれの機関・組織とどう連携をつくるのかという点について答申をしたい。

### (1) 学校との連携

障害者の教育機会へのアクセスは健常者と比較して大きな格差があると言われている。しかし、障害者のライフサイクルという視点から見ると、学齢期には教育の機会は比較的開かれている。特に初等・中等教育の段階にある障害者は、特別支援学校のカリキュラムを通して、身辺自立・家庭生活・地域社会・職業・レジャー等に関する「社会生活スキル」を習得することになる。しかし、学校を卒業することは大きな移行危機と言えよう。施設を利用する障害者では、この施設が提供する学習機会があるが、家庭にいる人たちにとっては、こうした機会は自動的に提供されるわけではない。

こういった方々に対して学習に関わる学習機会の情報を提供し、勧奨などすることが必要となる。そのためにも支援学校の教職員たち、福祉施設、そして障害者団体の職員たちとの連携をつくり、情報の共有と協力関係を意識的につくることが求められる。

### (2) 福祉行政等関係部局との連携

障害のある方々に学習機会を提供するというとき、もっとも重要な役割を果たしているのが福祉行政の施策及び機関である。例えば、仙台市福祉プラザでは、スポーツを含めて多様な学

習活動のプログラムを提供するグループが活動している。しかし、これまでの社会教育行政における取り組みは、福祉部局との連携をとる努力をしてきたとは言えない現状がある。こうした福祉部局とどのように役割を分担して行くのかということを整理するとともに、情報の共有や意見交換などの機会を持つことが出発点となる。

福祉行政が担当する仙台市福祉プラザ等の施設よりも、市民センターなど社会教育施設はより身近な施設としての条件が整備されている。しかし、バリアフリー／ユニバーサルデザインの視点から社会教育施設そのものを点検するとともに、専門的なスタッフの配置も当座、必要になるだろう。また、一般の講座に障害のある方々が参加する際にも協力関係があればより効果的なアプローチとなる。社会教育委員による障害者支援団体へのヒヤリングによれば、福祉領域の教育文化活動を計画する職員は教育職としての専門的な訓練を受けていない現状にあり、したがって、講座の作り方、運営の仕方、広報などの企画・立案の研修を社会教育職員とともに受けることのできる機会を設けることも連携を深める上で効果的である。

### （３）市民活動組織、企業との連携

障害のある方々に対して学習や文化活動の機会を提供するものとして、市民活動組織や企業は大きな役割を果たしており、今後さらに重要となる要素を持っている。例えば、「障害者芸術活動支援センター」、「公益財団法人東北障がい者芸術支援機構」、「NPO法人エイブル・アート・ジャパン東北事務局」などの団体が、障害者の芸術活動を支援している。これらの団体が社会教育施設を利用して展示会やワークショップをすることも多いが、これらの機関と社会教育施設との連携が十分にとられているとはいいがたい現状がある。

まずは、広報や運営で支援することができるだろう。企業など民間事業者がこうした活動を財政や活動支援者として支えていることも確認してきた。こうした機関と意見・情報交換のできる機会を設けることが必要となる。

ともに学ぶことのできる地域社会へ向けて、全体で障害者の方達を包摂することのできる地域社会にすることが課題であるが、そのためにも、まずは地域のなかでこうした機関が情報と目標を共有し、それぞれの強みを活かしながら連携することのできる条件を整備することが望ましい。このような関係を育てることを通して社会全体としての障害者理解を深めるだけでなく、徐々にではあっても障害者と健常者がともにある空間をつくりだすことができるのではないだろうか。これが結果的には障害者のコミュニティ・ケアの推進を実現する力となるであろう。

## ３ 障害者への理解の促進

### （１）支援情報の広報活動強化

障害のある市民の生涯学習について考えるためには、現在どのような支援がされているのかを正しく理解することが必要である。しかし、本市では社会教育施設、福祉施設、NPO団体、市民活動等において様々な取り組みを行っているにもかかわらず、それぞれがばらばら

に広報しているため、施設団体も、支援を必要としている市民も支援情報についての全容がわからないという状況にある。

例えば、教育局と健康福祉局の担当部署が連携して、本市における支援状況を把握し、広報活動を強化することは、すべての市民にとって障害者問題を理解することにつながると考える。

## **（２）市民への障害をめぐる現状や課題を理解する学習機会の提供**

すべての人に拓かれた社会教育の学習機会を整備するためには、障害者をめぐる状況についての理解を深めることは欠かせない。しかし、現状では障害者をめぐる課題等について学ぶ機会はその多くはない。

障害のある市民の社会教育活動の場づくりを進めると同時に、社会全体の障害への理解の促進を図ることが大切である。

例えば、生涯学習支援センター主催の市民カレッジにおいて、かつて障害のある子どもについての理解を深める講座を開いたように、障害に関わる問題等について学習できる場を企画し、そこに障害者も参加することにより、障害者をめぐる生活上の困難や課題について市民の理解を広げることができると考える。

さらに、各区中央市民センターで企画している「若者社会参画型学習推進事業」や各区中央市民センターや一部の地区館で開催している「住民参画・問題解決型学習推進事業」「子ども参画型社会創造支援事業」等の事業に障害者も一市民として参加できるような取り組みがあれば、より広い視野での事業展開ができる可能性がある。

障害のある方々とともに学ぶ場を設け、思いを聞くことは、障害のある方々の学びの環境を整えていく第一歩につながることが期待できる。生涯学習を通して障害のある方々と健常者がともに学び合う経験を持つためには、障害のある方々のニーズに合わせた支援が必要となる。

募集や施設設備面の整備及びボランティアの支援体制等を整えるにあたっては、福祉分野の諸機関や障害のある方々の社会教育活動を支援する市民活動団体等と連携することが必要となろう。このような取り組みによって、こうした団体との協力関係の構築や実情に即した理解を深めるだけでなく、支援の活動への参加を広めることにも結びつくことが期待できる。

## Ⅳ 貧困のなかにある方々の学習の促進

### 1 社会教育機会へのアクセス

#### (1) 魅力的で多様な学習機会の提供

貧困のなかにある方々の学習機会には、地域と共存・連携した居場所であること、仕事と直結するキャリア形成につながること、貧困の連鎖を断ち切る予防教育であることなどが求められている。

以上のニーズに合った魅力的で多様な学習機会を提供するためには、まず、地域の課題やニーズを把握するための組織体制を確立することが必要である。例えば、行政と民間の支援団体とがネットワーク化を図り、情報を共有化できる組織体制となれば、必要な支援やサービスが把握しやすくなる。

現時点で考えられる具体的な対応としては、対人が不得手な人のための「オンライン学習」、貧困対策と多様な学習ニーズに対応するための「学び直しの場」の提供などであるが、社会における立ち位置の違いにより、すべての市民と一緒に学ぶことは難しいのが現状である。しかしながら、情報共有が容易な組織体制となっていれば、一般向けとハンディのある人びと向けにそれぞれ学習講座を企画したり、さらに、双方で共有もしくは支え合うような学習体制を提供したりすることなどもできるであろう。

#### (2) 社会教育活動を推進する指導員等の育成

貧困のなかにある方々の生涯学習については、高校生以上になると支援が少ない、家庭の事情に合わせたアプローチが求められる、そもそも生涯学習への関心がうすいなどの課題がある。

よって、社会教育活動への参加を促すには、何らかのフォローが必要となるため、単に場所を開放するだけではなく、適切な人材を配置することが求められる。具体的には、1つは、支援体制や具体的支援内容を検討する能力を備えた人材、つまり、貧困等の福祉に関する知識を持ち、支援体制や支援内容をつくることのできるケースワーカー等、支援のコーディネーターの役割を担うことのできる人材である。もう1つは、貧困という現代的課題に対し、ケースワーカー等と連携・協力しながら社会教育を推進していく社会教育主事や社会教育士のような学びのコーディネーターの役割を担うことのできる人材である。社会教育活動を推進する施設の指導員等は、このような人材を念頭に育成されなければならない。

#### (3) アクセスしやすい学習機会の創出

貧困家庭では目の前の生活に精一杯で、長期的な視点で自らに投資するなどの心の余裕がなく、社会教育施設を利用するまでに至らない現状があると考えられる。また、自身の学びの機会を広げ、生活を改善できるような「有効な情報」があるにも関わらず、「積極的に情報を取りに行く」ことが少なく、市民センターを利用することに高いハードルを感じている人も多いのが実情である。

以上の状況を打開するために、社会教育施設や市民センターなどが、子ども同士、あるいは子どもと地域の大人が気軽に交流できる「居場所（学びの場、フリースクールなどの施設利用）」として機能する必要があると考える。そして、フリースクールに通う子どもたちも興味を持てる講座を開講し、市民センターでの参加に導いていくことも有効と思われる。さらに、オープンスペースを設けるなど、特段の用事がなくても立ち寄れるような「顔の見える施設づくり」を進めたい。

また、施設側から積極的に学びの場に関する「情報を定期的に発信」とすると同時に、社会福祉士・ボランティアと連携して、家庭への訪問の際に「情報の提供」を行う地域訪問プログラムがあれば、地域社会の受け皿として機能するであろう。

要望やニーズの聞き取りを行い、「参加したい」と思えるような実質的な講座の開催をしていくことも大切であると考え。ここでも、「教育と福祉の連携」を行い、「実生活を後押しするような実学的な講座の設置」を行うことも有効であると考え。例えば、仙台市男女共同参画財団で行っているシングルマザーの学び直しの制度などが参考になるであろう。また、行政がコーディネート機能を発揮して、施設等での社会見学などを企画してもよいかもしれない。

さらに、「子育てに悩む方」とか「子どもの預け先に困っている方」というように対象を広げて、「参加しにくい」という感覚を払拭することも重要なポイントである。

また、オンライン学習ができる環境も整えることが望ましい。現在のコロナ禍という状況からだけではなく、対面での学習が苦手な人たちのためにも、仙台市の生涯学習のオンライン化実現を視野に入れていく必要がある。

## 2 行政、学校、企業、市民活動組織、諸個人との連携と協働

### （１）福祉行政の提供する学習機会との区別と連携・協働

「仙台市障害者保健福祉計画（平成 30～35 年度）」によれば、障害者福祉においてはスポーツ・レクリエーション・芸術文化の参加機会の拡大や開催などの取り組みが行われ、民間団体や福祉施設においても恒常的に活動に組み込まれている。

しかし、福祉行政が障害者や高齢者に対して行っている生涯学習に関連する事業と、社会教育行政としての生涯学習との連携は、現状においては無い。

また、上記計画によれば、障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援として、発達相談支援センター（アーチル）や教育機関における早期発見や相互連携がある。このような取り組みを通じて家庭の貧困が垣間見える事例もあると考えられるが、貧困状態にある子どもや家庭に対して生涯学習の観点からの施策は行われていない。

つまり、貧困状態にある子どもや家庭についての早期発見ができたとしても、生涯学習を通じた豊かな人間の形成としての施策がない状況である。

よって今後、貧困のなかにある方々の情報が早期に得られた場合は、その家庭に合った生涯学習情報を紹介できるよう、社会福祉担当部局と生涯学習担当部局が横断的に連携・協働できるようにする必要がある。

具体的には、地域や各施設・事業所などで行われる生涯学習機会への参加を促し、障害者や高齢者とともに貧困のなかにある方々が参加できるようにすることも必要であるとする。

## （２）支援団体、企業、個人との区別と連携・協働

社会教育関係部署において、貧困のなかにある方々へ支援を行っている支援団体・企業・個人の存在や活動内容について、そもそも把握していない。

これは貧困のなかにある方々が、①学校教育や社会教育から切り離され、目の前の生活課題や経済的困難、人間関係のつながりの欠如などから社会的に孤立しており、状況把握が困難であること、②貧困にある方々が自ら生涯学習に参加しようとする意欲さえも引き出されない状況にあるなかで、貧困支援の課題に対し、支援団体等の現場での取り組みが先行していることによる。

そこで、行政の統計として現状では不足している貧困のなかにある方々の実態調査やデータ収集が必要となる。その際には、どのような支援団体・企業・個人が取り組みを行っているのかという事例・ケースについても状況把握をしたうえで、行政と支援団体・企業・個人の情報交換を行い、生涯学習の機会に関する情報提供をする必要がある。

## （３）学校・福祉施設との連携と協力

個人情報の取り扱いは注意を要することもあり、貧困のなかにある方々の情報は共有することは難しい面がある。民生委員児童委員（以下、民生委員）からは、学校との子どもたちに関する情報共有が十分でない面もあるとの声が聞かれた。社会的弱者に近い立場である民生委員にも、低所得者の情報はほとんどわからない場合がある。

貧困のなかにある方々が社会教育施設に接する機会は、学校や福祉施設における活動の中だけではなく、生涯学習の機会へのアクセスを促すためには、ケースワーカー等個別の対応が可能な人材と、生涯学習事業の情報を共有していくことも必要ではないだろうか。

『仙台市の子どもの貧困対策関連事業の実績について』によれば、教育局、子供未来局、健康福祉局など複数の部局が異なる事業を行っていることがわかる。これらの事業の利用者は共通するのか、また、利用者が同時に利用することはできるのか、どのように共有できるのかについて模索していただきたい。

# 3 貧困問題への理解の促進

## （１）支援情報の広報活動強化

生涯学習も含む一般的な支援事業について、仙台市の窓口がバラバラに分散していて、市民がどこへ行けば良いのかわからない、探しづらいという声を聞く。

窓口については、各担当の内容を明確に示し、必要としている人へ情報がわかりやすく届くような情報提供体制をつくることが求められる。

広報にあたっては、対象者ごとに内容を区分し、各担当を明確に示し、真に必要としている方へ情報がわかりやすく届くような工夫が必要である。そのためには当該ユーザーの立場に立

って資料を作成し、SNS、掲示物や配布資料等の様々な手段を活用した生涯学習活動についての情報提供の促進が重要である。

現在は、ケースワーカー、発達相談支援センター（アーチル）、スクールソーシャルワーカー、児童相談所などからフリースクールを紹介したり、ケースワーカーがひとり親家庭へチラシ等で情報提供し、後日情報に関心のある家庭から問い合わせを受けたりしている状況であり、自治連合会や民生委員が市民センターの情報を提供していることも多い。

また、民間支援団体が、社会教育施設で開催されている講座の情報を積極的に収集できていない現状にあるが、講座案内をそういった支援団体に定期的に提供する仕組みがあれば、支援団体の利用者に様々な講座情報を効果的に伝えることも可能になる。

そのため、民間支援団体と学校、教育委員会との連携をもっと強化し、支援情報を学校側からも案内してもらえようような体制にしていくべきである。貧困に関する協議会のネットワークの中には枠組みだけで実際にはあまり機能していないものもあるため、行政でそういったネットワークを利用して広報活動へ繋げていき、さらに行政と民間の支援団体が連携し、貧困のなかにある方々をフォローしていくために両者をつなぐ役割を担う人材、あるいは団体の必要性についても検討していくべきであろう。

## （２）市民への貧困をめぐる現状や課題を理解する学習機会の提供

一般市民の大半は、貧困のなかにある方々と関わるのが少ないため、貧困家庭の方々がどのくらいいるのか、どういった状況なのかを知らないままにいる。

生涯学習の問題や貧困のなかにある方々などに関する社会的弱者の問題を個人レベルではなく地域社会全体の問題として捉えて、一般市民も何らかの形で関わっていくことは大切なことである。貧困のなかにある方々に対して学びを促進するには、当事者のみならず、周囲の人々への学びの提供が求められる。そうすれば、間接的に貧困のなかにある方々の支援につながっていくことが考えられるからである。この可能性についても探っていくことが必要であろう。

例えば、生涯学習の場を核として社会的な問題を市民も考えていくワークショップや勉強会を市民センターのような社会教育施設で開催していく方法もある。

また、民間支援団体の方から現状や活動について話をしてもらうような講座を企画し、何らかの支援をしたいという意味のある市民に参加してもらうことで、貧困のなかにある方々の学習などを支えるボランティアを育成していく手立てにもなる。そのためにも、市民センターの職員が貧困家庭への対応を学ぶことも必要である。

社会において、障害者、貧困のなかにある方々のほか、多様な方々が共存していることを認識し、相互に補いながら取り残されることなく社会生活を営んでいくという意識が醸成されることは、生涯学習の新しい可能性を拓くものとして意義がある。

## （３）貧困のなかにある方々の学習を支えるボランティア活動の促進

仙台市社会福祉協議会では、高齢者・障害者支援、生活全般の経済的支援やボランティア活動の窓口を担っている。当該協議会の下部組織には、５つの区事務所と宮城支部があり、地域

包括支援センターなどと連携をしながら、地域に密着した組織的な活動が行われている。特にボランティア活動については、近年、災害時などにそのニーズの高まりがある。

昨年からコロナ禍のために、民間支援団体のフリースクールで活動している学生や若い世代の社会人ボランティアが集まりにくい状況になっており、スタッフが足りない状態が続いている。よって、貧困のなかにある方々の学習支援のボランティア活動についても、仙台市社会福祉協議会や区事務所を窓口とした取り組みを提案する。

貧困をめぐる現状や課題などと向き合う市民の学びの機会やボランティア育成につながる講座を設けて、ボランティアの担い手を広げていくことも重要であり、ボランティアをして欲しい方やボランティアをしたい方、双方への積極的な広報・情報提供が必要となることは言うまでもなく、まさしく仙台市の強みとする「市民協働」が機能することが期待される。

## おわりに

この具体的な施策については本文の中で、その都度提示してきた。ここでは答申を終えるにあたって答申の構成を整理し、これを受けて施策の基本的な考え方を反映する要点についてのみ指摘しておきたい。

図5 障害のある方々、貧困のなかにある方々への支援施策概念図

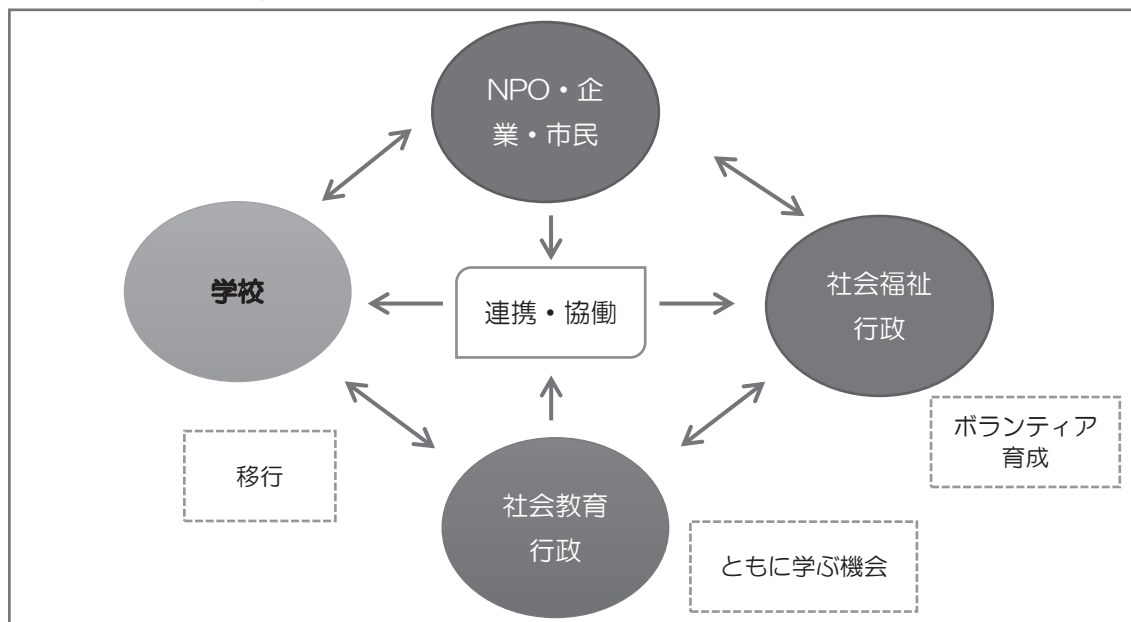


図5は、答申の構成を図示したものである。障害のある方々への支援にしても、貧困のなかにある方々への支援にしても、一つの行政部局や機関で十分なものが用意できるわけではない。もっとも重要なのは、これら関係する機関や組織の人たちが、情報と目的を共有し、役割を分担しつつ連携・協働することが求められる。支援の施策と役割分担は、ニーズの内容によっても、そして、ライフコースとともに変化することは言うまでもない。

この連携・協働の基盤の上に立って、当事者の参加、意見表明、自己決定の基本原則に即して施策や事業を計画することが大切である。このために、社会教育の公民館運営審議会、社会教育委員の会議を含めて諸会議のメンバーとして当事者の参加を制度的に保証することが必要となる。この点を、まず、要望しておきたい。

今後は、当事者の人たちとともに市民が学ぶ機会を積極的に設けることが必要な時代になるのではないか。日本社会に広がりつつある社会的格差の拡大の傾向、とりわけ貧困問題の広がりを見ると、障害や貧困に関する問題が彼岸にある問題ではないことが切実に感じられるようになっている。障害のある方々、貧困のなかにある方々の抱える諸問題、例えば、高齢期の健康をめぐる問題、障害者への移行も例外ではない。同時に、高齢期はライフコースの中で貧困に遭遇せざるを得ない年齢期である。したがって、制度的な支援の仕組みや内容を学ぶことは、私たち市民の重要な学習課題でもある。こうした学びを深める中で、ボランティアをしたいという人たちも育成されるのではないだろうか。

最後に、重要な点を再掲しておきたい。社会教育の施策を考える際の出発点は、当事者の置かれた状況を適切に把握することである。この点でみると、福祉行政の領域で基本的な統計はある

が、もっとも重要な彼・彼女たちの学習へのアクセスの状況、そしてニーズや評価については調査そのものが存在しない。社会教育政策や施策を考える際の根拠がほとんどないと言っても良い状況にとどまっている。今後、必要な情報を得るために基礎調査を実施することを要望したい。

この答申をまとめるにあたって、およそ2年に渡る審議を重ね、社会教育委員として関係機関、団体へのヒヤリングを行ってきた。委員会としては、それなりの努力をしてきたと思っているが、こうして、答申としてまとめるとまだまだ不十分であるということも感じざるを得ない。しかし、障害のある方々、貧困のなかにある方々を、学習の側面で支援する際に重要な事項については考え方をまとめることができたと思っている。全てのお名前をご紹介しますことは出来ないが、答申をまとめるにあたって、忙しいなかヒヤリングに対応していただいた多くの機関・団体の方たち、市民の方たちに感謝の気持ちを贈りたい。2年間の審議の過程で常に私たちを支えてくれた生涯学習課の皆様にも心から感謝を申し上げたい。今後、この答申が具体的な施策として生かされることを期待したい。

# 資 料 編

\*\*\*\*\*

## I 諮問書

H31 教生生第 2650 号

令和 2 年 2 月 4 日

仙台市社会教育委員の会議  
委員長 高橋 満 様

仙台市教育委員会  
教育長 佐々木 洋

### すべての市民の学びに向けた生涯学習施策について（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問いたします。

#### 記

#### 1 諮問事項

「すべての市民の学びに向けた生涯学習施策について」

#### 2 諮問理由

仙台市では、これまで多様な学びの機会提供や主体的な学びの支援、参加促進を図ってきました。令和 3 年度までの第 2 期教育振興基本計画においては「学びにあふれ交流するまちをつくる」ことを基本的方向性とし、すべての市民が生涯を通して学び、豊かな人生を送ることができるよう、各種施策を展開しています。

社会状況の変化や価値観の多様化が進む中、市民一人ひとりが充実した生活を送り自己実現を図っていくためには、生涯を通じて学ぶことが重要です。生涯学習施策は、市民一人ひとりの学習要求の実現に資するとともに、市民生活から生じる社会的課題の解決に対応するものでなければなりません。そして教育施策の視点として重要なのは、現在学びに参加できていない市民が積極的・主体的に活動できる条件を整備することと言えます。

しかし実際には、高齢者についてはその力を有効に活用するための活動が活発化し、主体的な学びや社会参加が行われていますが、若者や障害児・者の学びとのつながりには、引き続き課題が見受けられます。積極的・主体的活動が進まない場合の理由を調査し、促進のため生涯学習施策にできること・求められることは何か検討していただきたいと考えております。

以上のことから、次期教育振興基本計画の策定も見据え、「すべての市民の学びに向けた生涯学習施策について」諮問いたします。ご審議いただくにあたっては、次の視点を踏まえてご検討をお願いいたします

第一の視点は、「障害児・者の社会教育へのアクセス」です。

本市では、生涯学習施策として、聴覚障害者の社会教育施設等実施事業参加のための手話通訳者・要約筆記者配置の実施や、知的障害者の仲間づくりや生活上の知識・技能習得に向けた学習機会提供を行っています。また福祉施策としても障害児・者の学習や社会参加支援が実施されており、平成 28 年 4 月には、すべての人が自立と社会参加を実現できるまちを目指し「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」が施行されています。

障害児・者が自身の生活を豊かにし地域社会へ積極的に参加することを推進していくためには、学びの機会の保証や環境整備は欠かすことのできない事項と言えます。そこで、今後教育行政・生涯学習施策として取り組むべきことをご検討いただきたいと考えています。

第二の視点は、「若者の学びへの参加」です。

人生 100 年時代、高齢者の地域参加や学びによる活力創造の機会が拡大しています。一方、若者の学びや地域社会への参加については、参加者が固定化し、参加者増や活動拡大が課題であるという声が聞かれます。各区中央市民センターでは、若者の地域活動を促し、地域づくりへの関心創出と自主的・自発的参加を図るために講座等を実施していますが、参加者は少なく、担い手確保に苦慮している状況です。若者が地域で学び地域社会に参加したり、そこで世代を超えて交流することの意義や必要性、現状でその推進に障壁となっていることは何かを踏まえ、今後の生涯学習施策に求められる視点や取り組みをご検討いただきたいと考えています。

これらのことから、「新しい学習者層の拡大」のための効果的な施策についてご議論いただきたく存じます。

## Ⅱ 関連団体調査報告書

### ○障害者部会

#### 1 部会員

加茂光孝委員，齊藤康則委員，庄司弘美委員（部会長），高城みさ委員，高橋満委員長，高山典子委員

#### 2 訪問先団体

- ・第1回調査：仙台市立鶴谷特別支援学校
- ・第2回調査：NPO法人エイブル・アート・ジャパン東北事務局
- ・第3回調査：社会福祉法人太陽の丘福祉会仙台ローズガーデン
- ・第4回調査：公益社団法人東北障がい者芸術支援機構
- ・第5回調査：社会福祉法人仙台市障害者福祉協会

#### 3 各団体調査報告書

### ○【第1回調査】

調査日：令和2年8月25日（火）

調査先：仙台市立鶴谷特別支援学校

参加者：加茂光孝委員，高山典子委員

対応者：学校教頭，教務副主任

#### （1）基本的情報

- ・児童数，教職員数について（令和2年度8月現在）

児童・生徒…小学部 58 名      中学部 33 名      高等部 64 名，計 155 名

職員…145 名

#### （2）学校生活について

- ・小・中・高校とも 9：00 登校，14：50 下校である。中学・高等部は作業学習を中心に，卒業後の生活に必要な力を身に付けている。その他に，生活単元学習，音楽，体育等の学習や様々な行事がある。

#### （3）生涯学習への参加をめぐる現状について

- ・学校のクラブ活動（月1回）…カラオケ，ダンス，ゲーム，読書等がある。とても生き生きと活動している。

- ・毎年 11 月に県の特別支援学校の総合文化祭があり，作業作品を展示している。
- ・地域の市民センターやオープン病院に作品を展示したり，本校のバザーで作業作品を販売している。
- ・下校後は，放課後等デイサービスを利用する子どもが多い（下校時にはデイサービスの送迎車両が 30 台以上も待機する）。中には，音楽や美術，スポーツ等を中心に活動している放課後等デイサービスもあり，子どもの興味に応じて保護者が選択している場合もある。

#### （４）今後求められる課題について

- ・卒業後に就労してからは，学生時代の放課後の余暇活動（放課後等デイサービスの利用を含む）ができなくなる。学生時代のような余暇の過ごし方ができなくなることが多い。
- ・例えば，学校にすずめ踊りの団体が教えに来てくれて，興味を持った子どもが高等学校卒業後もすずめ踊りの団体に入りたいと願っても，なかなかかなわない。学校で興味を持った趣味についても，卒業後に活動できる場所は，ほとんどない。
- ・ほとんどの生徒が福祉サービスを利用した就労をしている。そのため，１日に１回福祉施設を活用すると，同日にもう１か所福祉の活用ができない仕組みなのではないか。
- ・障害者が余暇を過ごせる場を親が知らなかったり，知っていても参加に躊躇したりすることがあるのではないか。卒業後，就労しても余暇活動（学校ではこの言葉を使っていました）ができれば，仕事以外の楽しみができ，人生が豊かになる。働く意欲も高まると考えられる。
- ・移動の支援が必要な人にとっては，余暇活動に参加することは送迎のサービスが必要なのではないか。
- ・卒業してから，学習できる所や団体を探すことは難しいので，中学や高校のうちから学校外で好きなことをやっておいて，就労後も継続できるようになればいい。

#### （５）その他

- ・社会教育として仙台市が行っているのは，生涯学習支援センターの「若い青年教室」。
- ・「若い青年教室」について周知できていないところもあると思うので，一覧やパンフレット等があれば，保護者に配布して紹介できるのではないか。在学中であれば，担任がその子の興味や特性に合ったものについて，積極的に勧めることも可能なのではないか。
- ・学校生活は，10 人程度（前後）で 1 学級であり，小学生のときからほとんど同じメンバーなので，保護者同士も仲良くなっており，PTA 活動等で異学年の保護者との縦のつながりもあるので，口コミ等で情報共有されることが考えられる。

- ・例えば、すずめ踊り、ダンス（曲に簡単な振り付けをしたようなもの）、刺し子など、これらを教えてもいいという講師は多く見つかるかもしれないが、障害のある方は、障害の状態が一人一人違うので、一人一人に合わせて教えるということが難しく二の足を踏むと考えられる。ダンスは教えられなくても、補助として支援してくれる人がいればスムーズではないか。
- ・退職した元教員が市民センターを会場に、特別支援学級の卒業生と切り絵や刺し子をするクラブを作って活動している例もある。特別支援学級の担任や特別支援学校の教員の退職者等が支援してくれたらスムーズかもしれない。
- ・学校にダンスを教えに来てくれている健康増進センター（福祉施設等）と手を組んでできたら、スムーズかもしれない。

## ○【第2回調査】

調査日：令和2年8月27日（木）

調査先：NPO法人エイブル・アート・ジャパン東北事務局

参加者：庄司弘美委員，高橋満委員長

対応者：東北事務局 代表理事 柴崎由美子氏

### （1）基本的情報

- ・1994年東京で団体設立。2011年NPO法人化。2011年の東日本大震災の発災を契機に東北で活動を開始，2013年東北事務局を正式に設置。  
現在，東京・東北事務局 常勤2，非常勤3，会員73（法人4，団体1，個人68）。うち東北事務局は，常勤1，非常勤2，ボランティアスタッフで運営。
- ・障害のある人や，生きにくさを抱えている人たちとともに，主に芸術文化活動を通じたセルフケア・交流・社会参加支援を行っている。特徴として，障害者が理事/会員となって自ら動くことがあげられる。
- ・5つの視点＜可能性を広げる・つくりだす・つなぐ，つながる・参加する・支援する＞を軸に，障害のある人の芸術文化活動に関わる相談支援，人材育成，啓発事業，エイブルアート・カンパニー（著作権マネジメント事業），創作活動の機会の提供（スタジオ事業），作家の発掘や作品の発表機会の提供（ギャラリー/アワード事業），鑑賞支援事業（美術と手話プロジェクト/アクセサアート事業）などを実施している。

### （2）団体の活動について

- ・2011年東日本大震災の復興支援プロジェクト開始（～現在）
- ・2013年復興支援の拠点としてエイブル・アート・ジャパン東北事務局を開設。宮城県，福島県を中心に障害のある人たちや，その人たちの活動拠点となる福祉事業所の支援を開始。アートによる心のケア，障害のある人の仕事づくりに着手し，現在では

アートによる地域活性化にもつなげている。

- ・2014 年、厚生労働省「障害者の芸術活動支援モデル事業」、2017 年厚生労働省「障害者の芸術文化活動普及支援事業」（～現在）  
相談支援、人材育成研修、参加型展示会を実施し、地域で表現活動を支えるためのネットワークや環境づくりに取り組む。
- ・東北事務局で多いのが相談。障害者アートにかかわる相談支援は年間 250～300 件程ある。相談方法は、電話・FAX・メール・来所等様々である。（2014 年の相談は 158 件、年々活動活発化）
- ・すべての人に開かれたアートを目指し、障害のある人やその家族、福祉施設や教育関係者・団体、企業や行政からの相談を受けている。美術館やNPOなどが実施する鑑賞会の支援や、企業のCSR事業部とのプログラム提案にも取り組んでいる。
- ・2014 年、県の障害福祉課の推薦を受けて、モデル事業に応募。震災 3～5 年目に東北から撤退するNPOが多い中、地域のニーズを考え普及支援事業にもエントリーし活動を促進。
- ・人材育成のための研修も行っている。障害者の家族、ワーカー、支援者向けの研修は参加者 100 人/年程。
- ・展示会・公演の開催は来場者 2,000～3,000 人/回
- ・ネットワークづくり、応援しあうコミュニティづくりを重視し、県内にネットワークのハブを作る。現在、仙台・栗原・石巻・山元・白石等で展開。
- ・現在、厚労省による障害者の芸術文化支援センターは、36 都道府県までひろがる。

#### ◎活動の中で見えた課題

- ・障害者やその家族にどう情報を届けるか。支援計画への反映や専門職への理解促進が必要なのではないか。
- ・場の提供から見ると、利便性、トイレ、安心感などは重要。現在の事務所拠点はその点からいい場所とは言えないため、文化施設等を活用してプログラムを実施している。
- ・福祉行政は主に工賃向上、就労移行に重きがおかれている。教育の中で、文化芸術・スポーツへの支援が少ない。障害者も参加できる権利の保障やプログラム実践がほしい。
- ・支援学校に通うすべての児童・生徒・保護者に情報を届けたいが、教育行政との連携が難しい（県立と市立とで窓口や交渉の流れが異なるため）。

#### (3)生涯学習への参加をめぐる現状について

- ・国の施策のせいか、支援学校でも、労働力としての障害者教育・訓練の流れが強い。学び、遊び、つくるなどを通じた生きる力を育む必要性がある。そのために芸術文化

は接点として大きな可能性がある。

- ・現在、私たちの支援センターを利用している方以外にも広く知ってほしい、関心あるなしに関わらずみんなに届けたい、とのことから、宮城県・仙台市の支援学級と支援学校にチラシ配布を行った。教育行政との連携が難しい。
- ・障害者の多くは、福祉施設と家やグループホームとの往復で、障害者のサービス等利用計画の内容が乏しいのではないかと。
- ・音楽、美術、書道、スポーツや塾に通える子どもが家庭の所得と結びついているように、障害児者の家庭も同様。だからこそ、生涯学習の施策は重要であり、社会教育施設はアクセシビリティ（物理・意識・情報・制度など）のことに感度を持ってほしい。
- ・現在はコロナ禍で私たちNPOはオンライン化のプログラム提供などを実践しているが、アフターコロナの生涯学習で実現可能なことはたくさんありそう。

#### （４）今後求められる課題について

- ・社会教育施設との連携、ネットワーク化、顔の見える化、社会教育主事との勉強会
  - ・文科省モデル事業のような実践研究の実施。具体的には、「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」で地域公共団体、高等教育機関、民間企業等、地域民間団体、社会福祉法人等とのネットワークによる事業。
- 最寄りだと、秋田県教育委員会による文科省モデル事業の成果と課題について学会などの実施は有効ではないか。

### ○【第３回調査】

調査日：令和２年８月３１日（月）

調査先：社会福祉法人太陽の丘福祉会仙台ローズガーデン

参加者：庄司弘美委員，齊藤康則委員，高城みさ委員

対応者：高橋信也施設長

#### （１）基本的情報

- ・平成１４年１０月１１日に泉区北中山に知的障害者の授産施設としてオープンし、利用者の受け入れを始める。現在は指定福祉サービス事業所として就労継続支援Ｂ型として働く場所を提供している。
- ・現在利用者数は６６名。単体の施設としては宮城県で一番規模が大きい就労施設となっている。
- ・職員構成は２５名のうち２１名が現場の支援を行っている。障害のある方の経済的な自立と社会的な自立を支援することを施設の目的としている。

#### （２）団体の活動について

- ・設立当初、授産施設に花を扱うところはなく、野菜の生産などに比べ生産サイクルが決まっている花は育てやすいということで花の栽培を始めた。
- ・利用者への工賃を増やすため、花の栽培の他に花束やアレンジメントの作成・発送、企業の下請け、清掃業務、弁当・餃子製造販売も行っている。現在では「ハウス班」「販売班」「受託班」「厨房班」の就労体系で作業している。
- ・仕事内容は利用者の適性を考慮し、職員との面談などにより決めている。同じ班で就労する中での人間関係も考慮している。
- ・地域との関わりとしては、施設で行っているお祭りに来てもらい、地域のお祭りへの参加や町内の清掃活動にも参加している。普段からの地域との関わりにより施設から利用者が出てしまった時など連絡をもらうなど、利用者と地域住民との交流もできている。

### (3)生涯学習への参加をめぐる現状について

- ・就労訓練の他に余暇の時間も月に一度くらい設けており、年に一回利用者が積み立てをして旅行にも行っている。コロナ禍により現在(令和2年8月現在)は行えていない。
- ・個人の活動になるが、美術の分野などで活躍されている利用者もいる。施設に作品を展示したり、また利用後の部屋を練習場所に提供したりもしている。

### (4)今後求められる課題について

- ・コロナ禍により売り上げが半分くらいまで落ちているが、職員が販路の拡大を行うなどして販売場所を増やしている。その他に現在の就労内容以外にもプロテインの袋詰め、施設内にレストランを建設などの計画もあり利用者の工賃確保のため職員が工面する姿が見られた。
- ・コロナによる雇用保障制度も就労継続支援B型は適用外で利用者の工賃の保証もされていない。雇用契約を結ぶA型は保証されているが、就労訓練という扱いで保証されていない。今回コロナ禍により人の集まりがなくなり仕事が減ってきているが、どんな場合でも利用者の工賃を確保できるようにしたいと話されていた。
- ・利用者の保護者の考え方も変わってきていて、施設への要望も増えている。施設としては親亡き後も生活保護に頼らずとも障害者年金に工賃をプラスしたもので生活できるように考えている。

## ○【第4回調査】

調査日：令和2年9月1日（火）

調査先：公益社団法人東北障がい者芸術支援機構

参加者：加茂光孝委員、高橋満委員長

対応者：実行委員長 須佐凉子氏，事務局長，広報担当，事務局代表者

#### (1) 基本的情報

- ・2013年11月 Art to you! 東北障がい者芸術公募展実行委員会発足。
- ・2015年第一回 Art to you! 東北障がい者芸術公募展から毎年開催。
- ・2019年からは，東北だけでなく全国公募展となる。

#### (2) 団体の活動について

- ・発足以前，障害のある人のアートに対する理解が広まらない・深まらない現状があると感じ，東北地方の障害のある人の社会参加や企業との連携，自己表現・自己実現のサポートするために立ち上げた。
- ・資金は，協力してもらえよう代表が足を運び支援をいただいている。
- ・順位をつけることに対して検討する意見もあったが，社会的評価という観点から順位をつけるような公募展にしている。
- ・公募展の関連企画として，ファッションショー（身に着ける作品）や音楽会のイベントも同時に行っている。障害がある人もない人も一緒に楽しめる場を目指している。

#### (3) 生涯学習への参加をめぐる現状について

- ・芸術公募作品の多くは，事業所で作成しているが，精神の方は自宅から家族が応募してくださっている。
- ・施設の職員向けにワークショップを開催するが，参加者が少ない。  
※施設職員の人手不足もあり，参加することができないものもある。  
※余暇とされる部分も多くあり，重要な研修となりにくい。
- ・企業の参加があり，「社会とつながる」ことはできている。
- ・芸術性の高い作品には，レンタル希望の方が殺到するほどになった。

#### (4) 今後求められる課題について

- ・より多くの行政・法人・個人と繋がりたい
- ・行政にはいつも丁寧に対応していただき感謝している。市長も来ていただいて仙台市が意識を高く持って関わってくださるのがわかる。
- ・指導者や施設関係者，または利用者を対象に，ワークショップを提供するにあたり，今後は，連続し長く行えるようにできると，市民が目に触れる回数が増える。そのサポート（資金面や場等）していただきたい。
- ・「余暇活動」として充実できれば，障害のある・なしに関係なく「みんなで集まれる場」をつくり交流ができるのではないかな。

## ○【第5回調査】

調査日：令和2年9月3日（木）

調査先：社会福祉法人仙台市障害者福祉協会

参加者：齊藤康則委員，高城みさ委員，高橋満委員長，高山典子委員

対応者：事務局長・渡邊純一氏，業務推進係長・佐藤一樹氏，せんしょう庵所長・佐々木優子氏

### （1）基本的情報

- ・元々は仙台市の外郭団体。平成元（1989）年，仙台市の政令指定都市化に伴い，財団法人に移行。その後，公益法人制度改革を受けて，社会福祉法人に移行。
- ・仙台市の委託事業，指定管理を行っている。五橋あい・はーと（居宅／訪問サービス事業），せんしょう庵（就労継続支援（B型）事業）は，社会福祉法人に移行した後に立ち上げた自主事業。収益事業として，自動販売機の運営がある。

### （2）団体の活動について

- ・仙台市障害者福祉協会には14団体が加入している。一緒に事業を行うケース，団体毎に事業を行うケースがある。
- ・令和2年度はコロナ禍の影響により，多くの事業が後倒しとなった。イベントの参加人数も，縮小させている。
- ・「せんしょう庵」は，20～70歳代の利用者の働く場として位置付けられるだけでなく，月1回程度，例えば買い物に行くような取り組みも展開している（利用者が生活しているグループホームでは，なかなか難しい）。

### （3）生涯学習への参加をめぐる現状について

- ・仙台市障害者福祉協会は，3障害（身体・知的・精神）全体を対象とした事業として，「書道・写真・絵画コンテスト」や「福祉まつりウエルフェア」などを展開してきた。また，当協会は3障害のうち，主に身体障害に特化した事業を展開してきた。知的障害に関しては「仙団協（仙台市知的障害者団体連絡協議会）」精神障害に関しては「仙精連（仙台市精神保健福祉団体連絡協議会）」が各障害に特化した事業を展開している。
- ・市政だよりの案内文，市区役所・障害者福祉センター窓口のチラシにより，イベントの参加者を募集している。毎回定員の8割ぐらいは埋まる計算。一つのイベントに参加した人が，別のイベントに参加するようになる傾向も見られる。
- ・せんしょう庵の利用者はイベントに行くのを楽しみにしている。バスで観光地を訪問するレクリエーション教室の人気の高い。しかし若い人の参加は少ない。グループホームを利用している利用者に関しては，グループホーム側の了解が得られにくいと

いった理由が挙げられる。年配の利用者からも学校を卒業してから皆でバス旅行をしたことがなく不安、といった声が聞かれる。

- ・各区対抗の運動会が行われるが、参加者は子どもと高齢者に二極化しており、真ん中の世代には「入りづらさ」が見られる。若い世代は親睦交流よりも、まちづくり（バリアフリー）の課題を社会に問題提起し、政策提言することに関心を有しているのかもしれない。
- ・イベントの企画は、アンケートをとったり、団体の希望を聞いたりしながら、障害者福祉センターの職員が行う。場合によっては、市民センターで講師を務めた方に、「介助はこちらでやりますから、講師をお願いできますか？」と投げかけることもある。
- ・青葉区以外の４区では、障害者福祉センターは地域交流の場として位置付けられている。そのため、障害のある方だけでなく、地域の人も対象としてイベントを開いている。とりわけ若林障害者福祉センターは、市民センターが近くになく月１回程度、町内会の人々が集まり、犯罪防止の講話を聞いたり、健康づくりに取り組むなどしている。

#### （４）今後求められる課題について

- ・かつて市民センターがイベントを行う場合には、仙台市障害者福祉協会に対し、手話通訳の派遣依頼が来るなど、協力関係があったのだが、今はなくなっている。市民センターとの情報交換は有効ではないか。
- ・以前は市民センターで行われていたイベントが、障害（者）に特化した施設ができることで、そちらに移行しているのかもしれない。トイレ、交通手段は、やはり障害者にとって大きな問題。
- ・どのようなタイトルを付ければ、イベントに参加者を集められるかを、常に考えている。
- ・障害者福祉の領域では、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士のような資格が重要。だが、障害者向けの生涯学習の企画には、必要とされる資格があるわけではなく、職員の能力差が出てしまう。

## ○貧困部会

### 1 部会員

阿部哲也委員(部会長), 小形美樹副委員長, 佐藤智子委員, 野原昌之委員, 広瀬剛史委員, 松本由男委員, 松山智美委員

### 2 訪問先団体

- ・第1回調査: NPO法人アスイク
- ・第2回調査: 特定非営利活動法人まなびのたねネットワーク
- ・第3回調査: 特定非営利活動法人STORIA
- ・第4回調査: 民生委員児童委員

### 3 各団体調査報告書

#### ○【第1回調査】

調査日: 令和2年8月28日(金)

調査先: NPO法人アスイク

参加者: 阿部哲也委員, 広瀬剛史委員, 松本由男委員, 松山智美委員

対応者: 代表理事 大橋雄介氏

#### (1) 基本的情報

- ・震災後の避難所の学習支援ボランティアが出発。仮設住宅に移ってからも、子どもに寄り添って学生中心のボランティアが学習支援を行い2015年9月末まで実施。
- ・2011年4月に、避難所・仮設住宅での要望を聞き取り、支援開始。2013年仙台市と協働で貧困世帯の学習支援対策を開始(太白区モデル)し、2015年全区に展開。2015年フリースクール(中退, 不登校等)を開始。2016年子ども食堂(みやぎ生協多賀城店の集会室)開始。2019年には保育園を開園。2020年からは荒井小の児童館運営。現在は食糧支援も行っている。
- ・活動のきっかけは、避難所生活の子どもが勉強できず、学校が再開してもついていけなくなってしまうのではないかとという心配があった。同時に保護者の声を聞いてみると、震災より前から困っていた人が見え始め、貧困支援へ移行した。
- ・スタッフは、従業員数107名(常勤42名, 非常勤65名)。ボランティア年間400人。300人以上は仙台市。

#### (2) 団体の活動について

- ・以下のとおり活動を行っている。

①学習生活支援事業 前年度末 700 人。仙台（450 人）ほか岩沼，白石。

（ア）夜間の学習支援…18 時～21 時。約 20 人の子どもが教室に来てボランティアと学習やおしゃべり，お誕生会などを行う。子どもの状態にあわせてサポートを行う。

（イ）体験型プログラム…地元企業に協力してもらい仕事の体験，キャンプ体験などを行う。

（ウ）保護者の相談支援事業…就労支援，進学相談のほか，児童相談所・医療機関へつなげる。

②フリースクール（約 50 人） 仙台駅東口，泉中央，長町の 3 カ所。

日中，子どもたちがやりたいことをサポートする場所。

- ・行政との連携としては，行政の担当からつながることが多い。生活保護ならケースワーカーにチラシを配ってもらう。ひとり親家庭にダイレクトメールを送ってもらい，家庭から問い合わせを受ける。このつながりが一番多い。
- ・仙台市は連携しやすい自治体であるが，学校や教育委員会とはもっと連携取りたい。義務教育段階は支援が手厚いが，高校生以上は支援が少なくなり，家庭の自己責任となる。中退した子の居場所事業や家にいられない子どもに対する支援事業を作る必要がある。

### （3）生涯学習への参加をめぐる現状について

- ・貧困のなかにある方々の学習活動の課題。義務教育でいうと学校に行けない理由は個々の子どもによって違う。フリースクールに来ている子どもの 2 割くらいは自信を取り戻し学校に復帰している。ただし，高校生より上は行動が変わらず難しい。
- ・学校に行けない児童生徒の不安や悩みを，相談活動を通して和らげ，楽しく生活しようとする意欲を引き出すようにしている。また，教科学習や体験活動等を通して基礎学力を補い，集団への適応性を高め学校復帰の手助けをしている。
- ・学習活動への参加の機会や自主的活動をするための解決策。対面が苦手な方もいるので，オンラインでの学習なら参加できると思う。興味のある分野なら，参加してみようという子どもも時にはいるので，スタッフやボランティアが付き添って，一人二人でも体験してもらうようにする。

### （4）今後求められる課題について

①広い意味での学習活動にどんな活動や支援が必要か

- ・子どもたちや親が市民センターを積極的に利用するにはアスイクのスタッフが市民センターの講座を把握しておく必要がある。子どもが一人で行くのはハードルが高いので，関係のできた大人やボランティアと一緒にいく必要がある。

- ・市民センターとして、視野が狭くなっている子どものための講座を組むとか、社会科見学のような講座をつくれるか。本人たちは目の前のこと以外に問題意識はない。このような状態に対して、いろんなボランティアの方々と関わって楽しみを見出し、コミュニケーションとれない子どもが出会いの豊かさをつくることに関係してくる。自分の狭い世界でしか生きていなかったためそれ以外を考えられない。多様な関係をどうやって作るかが課題である。
- ・最終的に決めるのは自分であり、きっかけやサポートがあっても、自分で決めるのがもっとも大事と考える。

## ②行政に求めること

- ・市民センターの講座で実利的なものが得られるというものも必要ではないか。  
例) ターゲットを絞る。講座に参加することできっかけができるとか。
- ・行政は、その家庭の不足するところをサポートする関係を豊富につくり、人でしかサポートできない部分のアプローチが必要。

## ③自由に述べたいこと

- ・大きく言って、勉強、働く、引退というライフサイクルが変わってきている。学び直しながら、人生の中で仕事が変わっていくので、学び続けることが大事。生涯学習でもある。早い段階で教育の段階からドロップアウトしていると学び直しが難しい。
- ・外に出られない家庭はアウトリーチしていかないといけない。行政と連携している民間のアプローチ。
- ・行政のコーディネート機能は発揮してほしい。

## ○【第2回調査】

調査日：令和2年9月1日（火）

調査先：特定非営利活動法人まなびのたねネットワーク

参加者：阿部哲也委員，小形美樹副委員長

対応者：代表理事伊勢みゆき氏

### (1) 基本的情報

- ・平成17年度から活動を始め、現在役員4名とパートの会計スタッフ1名で運営している。現在の活動は、その都度プロジェクトチームを立ち上げて実施するというスタイルを取っている。
- ・宮城県を主な活動のフィールドとし、子どもたち、大人たちが進んで学ぶことのできる多様なプログラムを展開し、互いに学び合う「学び」をつくり、教育活動を支援し

ている。「一人ひとりの自立と自律」、そして主体性を育むことを目指している。

- ・ターゲットを決めて活動しているわけではなく、小学生のキャリア教育の授業に関わっていたことから、いろいろな（学校や地域の）ニーズを受け止め、それに応えていたら、学校と地域をつなぐボランティアのコーディネートなどにつながっており、社会教育に該当する活動も行っている。
- ・学校教育への支援が重要と考えているのは、教育の根っこは学校にあると考えており、全ての児童・生徒に対応するからである。社会教育は特定の人にアプローチをしており、ターゲット層が明確である。また、中間層は社会教育に関わらずに一生を過ごすこともあるというのが現実であり、これらの層は組織的な活動につながりにくい。よって、学校教育を対象の中心としている。

## （２）団体の活動について

- ・真の学びとは何か？に気付くには、自分で意識することが大切だと考える。自分らしく生きるためには、主体的な人材を育てることが必要だと感じており、より多くの子どもたちがそのような学びができるように学校の先生を応援するような活動を行っている。自分づくり教育（キャリア教育）や探究的な学びのノウハウなどは、携わる大人側がなかなか学んでできていないことなので、より多くの子どもたちや関わる大人の方々に「学びのたねまき」として、プログラムの開発、提供、実施を行っている。
- ・経済的貧困には対応しておらず、貧困家庭の子どもを対象とした学習支援は行っていない。学校教育として全児童・生徒を対象にできるキャリア教育や、学校と地域が連携・協働しながら子どもたちをどう育てるかというところに注力している。
- ・経済的貧困や体験等の機会に恵まれない家庭層で学びの貧困の連鎖が起きているのは知っている上で、あえて「学校で学ぶ子どもたち」に焦点を当てている。そこに関わる人たちが増えることは、結果として、大人の育成につながっていると感じる。
- ・県や名取市教育委員会主催事業である「地域力向上講座」は、地域の課題解決を目指して地域での繋がりづくりと人材を育てること。そのような仕事の依頼を受けることは、地域の教育力を高める地域人材だけでなく社会教育に関わる公民館等の職員を育てることにつながっている。地域の未来を思う地域住民が、地域全体で子どもたちを育てようという時、学校と信頼関係を構築することは非常に重要である。
- ・貧困の定義が何を指すか分からないが、経済的貧困だけではなく「心の貧困」という問題もある。親や教師と子どもの関わり方によっては、「心の貧困」（例えば、基本的自尊感情や自己肯定感などが低いなど）を招くので、タテの関係性が適切に構築できない場合、地域の大人とのナナメの関係づくりは、子どもたちの安心感につながり、信頼できる大人との継続的な関わりは、結果として若者の自死予防になると思う。さらに、親や教師も子どもたちとの関わり方について学んでいく必要があり、必要に応じた研修も行っている。

- ・経済的貧困の連鎖を断ち切るには、キャリア教育は不可欠である。キャリア教育は予防教育だと考えている。

### (3)生涯学習への参加をめぐる現状について

- ・生涯学習＝一生学び続けるという視点を育めるのは、家庭や学校。学校や家庭の教育で学びの本質を得ることが難しい場合、地域社会での学びがそれを助けると考える。
- ・PTAの役員会や子ども会の加入率が低い、あるいは授業参観にこない親などがおり、地域社会での行事等への参加が低い状態なのが課題である。それは、親自身が地域との関わりが、学校を卒業して親になるまで皆無という現状があると思う。だからこそ、学校教育の中で社会教育に携わる機会を持つ、生涯学習についての芽を育むことが必要である。

### (4)今後求められる課題について

- ・行政には、必要とところに必要な予算をつけてほしい。行政が考えた事業に予算をつけて公募するのではなく、現場のニーズに応じた提案型事業につけてほしい。(応募する側は、やることはあまり変わらないが事業の趣旨に応じて「作文」する実態がある)それには行政側の適切な評価制度が必要。また、これからは事業を行う上で「マネジメント力」を持つ人材も必要ではないか。現在の社会教育主事は2～3年で異動してしまい、これからの教育現場に必要なファシリテーションやコーチング、コーディネーションスキルなどは社会教育主事講習では学んでいないと思われる。今回の「社会教育士」の制度は社会教育の進んでいるドイツの制度に近いと思われる(ので、期待している)。
- ・担当が異なるが重複するような事業をしているタテワリ行政の仕組みを解消していただきたい。例えば神戸市のように行政内をコーディネートする「つなぐ課」のような専門部署があるとよいのではないか。
- ・情報の届け方がうまくいっていないことも気になる。せっかく予算をつけているのだから、対象者に届くよう適切なキーワードをつくって、情報の届け方にも工夫をして、必要な方に必要な情報を届けられたら良い。興味のあるキーワードをどのように取り入れていくのか、どんな学びの場をつくるのか、何を育みたいのかという主催者の意識を明確にし、結果検証も行うことが必要なのではないだろうか。

## ○【第3回調査】

調査日：令和2年9月3日（木）

調査先：特定非営利活動法人STORIA

参加者：野原昌之委員，広瀬剛史委員，松山智美委員

対応者：代表理事佐々木綾子氏

## (1) 基本的情報

- ・2016年4月に、経済的困難を抱える子どもと家庭を支えるため発足。
- ・子どもたちの非認知能力をはぐくむ取り組みを行っている。居場所事業は地域の集会所などを利用している。参加する20名のうち4～5名は不登校の子どもたちで、出席率も90%以上。

### 【活動内容】

- ①やりたいことの実現を通して、自己肯定感や自己効力感を育む・子どもカフェのオープンや、ラジオ番組制作などの企画や活動を通して、失敗を重ねながらも自分たちの手で作り上げること、お客さんが喜ぶこと、してあげることの喜びを知ることが自己肯定感につながる。
  - ②食育・平日は食育として、ボランティアが来て手作りの食事を作り、25名くらいで食べる。家族の団らんを味わう。
  - ③学習サポート・宿題のサポートはするが、そのほかの勉強は遊びを通して学んでいく仕組みを作っている。
  - ④保護者支援・面談等を通して家庭の困りごとを相談できる場を作り、ケースによっては必要な機関につなげる。
- ・地域の方と協働して居場所を行うことはとても重要なコンセプトである。子どもの居場所を通して子どものみならず親御さんや家庭を包括的に見守り支え合うことを地域と共に行っている。
  - ・活動のきっかけは東日本大震災。生まれた環境や育った環境で子どもたちの将来が閉ざされてしまうことに心が痛んだ。子どもには早期発見早期支援が行えたらと考え小学生からのサポートに取り組んだ。
  - ・支援にあたってのポイントは2点。
    - ①経済的や様々な困難を抱えた子ども、そして親御さんを包括的に支援する。
    - ②子どもの自己肯定感と自己効力感を育み、将来貧困に陥らないようにする。
  - ・貧困の連鎖の一つの要因は、「負の社会的相続」と言われている。貧困の連鎖を断ち切るために地域と多様な大人で子ども達を支えることが重要。家庭が様々な理由でできないことを地域や多様なボランティア、当法人で家庭の代替のように支え育むことを大切にしている。

## (2) 団体の活動について

- ・スタッフ6名（令和2年9月現在）。登録ボランティア170名登録。
- ・ボランティアに参加いただく際は、ボランティア研修を受けてもらうことを必須としている。経済的困難や様々な困難な中にいる子ども達やご家庭の目線になって考える内容。また、別途子どもの非認知能力を開発するための研修もある。活動後の振り

返りを30分～1時間行う。団体として大切にしている価値観をもとに、子どもたちの良かったことや心配な点などを話し合う。

- ・このような貧困が生まれてしまうのは、社会構造が大きく起因していると考えている。子どもだけではなく就労・教育・ジェンダー・ひとり親の支援制度の脆弱さなど全てが繋がって、現状が生まれてしまっている。
- ・地域との連携は大切にしている。参加のきっかけも近辺の町内会や民生委員とつながる。地域の方に高齢者も多い。生きがいくつくりとして、子どもに会うのが楽しみという効果もある。
- ・民間との連携で「NPO法人仙台グリーンケア研究会」「子ども食堂のネットワーク」等がある。

### (3) 生涯学習への参加をめぐる現状について

- ・当法人の参加者はシングルマザーなどが大半だが、生涯学習へ向かえる状況にはない。仕事・子育てだけで手一杯である。
- ・保護者の事例・・保護者自身のキャリア（仕事だけではなく人生）の形成。生活や子どもを中心にしてきたシングルマザーにとって、自分自身の人生を考えるというのはとても大きな生涯学習につながる。仙台市の男女共同参画財団で、シングルマザーの学び直しの制度があるが、自信を取り戻したり、境遇が似ている仲間ができるなどの機会は、必要なことと思う。
- ・子どもの事例・・居場所を卒業した子ども達が、ボランティアとして参加してくれているのが嬉しい。小学生にとってはとてもよいロールモデルとなっている。  
自分の心で感じて・考えて・選択することが重要。仲間と、自分らしさを表現したり、発見する機会は、進学やキャリアを選ぶ自信と種になる。
- ・地域に溶け込む・・子どもたちや家庭を地域と結ぶ。自治会連合会・民生委員からの情報提供が大きい。顔の見える関係がないと難しい。

### (4) 今後求められる課題について

- ・地域とつながり居場所をつくっていくことが困難を抱えたご家庭の早期発見早期支援につながるので、学校や地域、行政や他団体などとの連携をさらに深めていくことを目指したい。
- ・仙台市の生涯学習・・オンライン化というのは面白いのでは。何かを学ぶこと以上にコミュニティにニーズがある。
- ・コミュニティづくり・・昨今ではコミュニティに価値を求めて学ぶことも多いと感じている。良質な場づくりが大切であると考え（支配やコントロールから解放され、自分らしさを表現できる場・人）。

## ○【第4回調査】

調査日：令和2年10月26日（月）

調査先：民生委員児童委員

参加者：阿部哲也委員，松本由男委員，松山智美委員

対応者：仙台市民生委員児童委員協議会 理事7名

### （1）基本的情報

- ・民生委員児童委員→担当区域において住民の立場に立ち，高齢者や児童，障害者などの地域住民が安心安全にその人らしく暮らせるよう，見守りや相談・支援を行う。
- ・主任児童委員→担当区域を持たず，子どもや子育て家庭に関する支援等児童福祉において主として活動する。
- ・地域住民の方々が暮らしていく中で，生活上の様々な相談に乗り，問題などがあれば解決するために各専門機関等へ紹介するつなぎ役を受け持つ。
- ・75歳以上の高齢者世帯の調査と見守り活動を行う。
- ・見守り・訪問等の福祉活動，防犯ボランティア，子育てサロンの運営，児童館等での相談受付を行う。
- ・災害時要援護者情報登録制度の登録申請勧奨やその後の見守り。
- ・地区で民児協だよりを発行している。
- ・地区社会福祉協議会，赤十字奉仕団，共同募金会等地域の福祉団体の活動に参加・協力する。
- ・月1回定例会を行い，行政からの情報や民生委員が参加した研修内容の伝達，事例報告などの情報共有を行うほか，各民生委員の前月の活動記録を回収する。（各区管理課へ提出し，市から国へ提出する）

＜民生委員が関わる主な住民の方々＞

- ・75歳以上の高齢者
- ・児童・乳幼児などの家庭
- ・障害者
- ・その他見守りを必要とする方等

### （2）団体の活動について

#### ①運営していく上での課題・問題

- ・民生委員になる人が不足している。  
理由：高齢者も仕事を持っている人が多い，イメージ的に大変な仕事と思われがち。
- ・個人情報守秘義務により学校から子どもたちのことに関する情報が，民生委員に伝

えにくい状況であり，校長によって情報量に差がある場合がある。

- ・低所得者家庭に関する情報が少ない。
- ・障害者の情報把握が困難。

## ②行政や他の諸団体との連携状況

- ・行政から毎月，仙台市民生委員児童委員協議会への依頼や報告等があり，地区会長は定例会で各委員に伝達している。
- ・学校，地域包括支援センター，社会福祉協議会，児童館，児童センター，市民センター，社会を明るくする運動，町内会，赤十字奉仕団，共同募金会などと連携しており，それらの団体の活動にも参加・協力している。
- ・障害者自立支援協議会実務者ネットワーク会議でのエリア会研修会やグループワークに参加している。

## ③活動する上で必要とする支援

- ・児童についての情報を，学校と民生委員で共有できる体制をつくっていくことが必要である。

## (3)生涯学習への参加をめぐる現状について

### ①民生委員が関わる，学習活動に該当する地域活動

- ・お元気交流会（東日本大震災で被災し，孤独にひきこもっている人を見守り励ます会，地域により活動や名称に違いがある）
- ・経済的に学習塾へ行けない子どもたちに民生委員が勉強を教えている地域がある。
- ・児童館で子育てサロンを実施
- ・市民センター，子育て支援施設（のびすく等）等で実施する子育て世代の応援・支援企画への参加・協力。

### ②活動の現状

- ・育児で悩んでひきこもっている母親などは地域活動へ参加しない状況である。
- ・友人関係で参加する人が多いので，周囲が声掛けして誘ったりすることが大事である。
- ・児童館での集まりでは，ママ友たちが知り合い同士でかたまる傾向があり，その中に入っていくにくい人もいる。
- ・お元気交流会のように，集まりの場で自由に過ごすことができる方が気兼ねなく参加しやすいようだ。
- ・一人一人の好みや生き方を尊重し，無理に参加させるのではなく，あたたかく見守っていくことが必要。

③学習活動への参加が難しい方々が学習活動に参加する際の課題

- ・参加が難しい貧困世帯がどのくらいいるのかを把握できていないという課題がある。

④その他の課題

- ・民生委員という名前しか知られていない現状  
→どのような活動をしているかを広く市民に知ってもらい、もっと理解してもらいたい。
- ・民生委員がつなぎ役を担って、社会における様々な輪が広がっていけるようにしたい。

(4) 今後求められる課題について

①学習活動への参加が難しい方々が、広い意味での学習活動を今よりも積極的に行うために必要な活動や支援

- ・貧困世帯などの方々は、学習したいという強い意志を持った人があまりいない印象。
- ・学習意欲を高めるための支援を考えなければならない。

②行政や市民に求めること

- ・民生委員と行政、学校が一緒になって活動するべきではないか。
- ・学校側(校長以下現場の先生方)にもっと民生委員の役割や活動を知ってもらい、不登校児やネグレクト家庭の子どもたちのことを一緒に考えていきたい。
- ・子どもの健全な成長等のため地域力の重要性が増しており、その一端を担う民生委員児童委員の役割について地域に広く理解してもらい、連携を強めていけるよう周知広報に協力してほしい。
- ・健康寿命を延ばすための教育、地域をあげての栄養指導や運動指導等。

### Ⅲ 参考資料

#### ○仙台市社会教育委員名簿

(任期：令和元年 11 月 1 日から令和 3 年 10 月 31 日まで)

| 氏 名   | 所属・役職名                      | 役職等  |
|-------|-----------------------------|------|
| 阿部 哲也 | 株式会社嶺岸工務店新寺営業所所長            |      |
| 小形 美樹 | 仙台白百合女子大学教授                 | 副委員長 |
| 加茂 光孝 | 学校法人ろりぽっぷ学園学園長              |      |
| 齊藤 康則 | 東北学院大学准教授                   |      |
| 佐藤 智子 | 東北大学高度教養教育・学生支援機構准教授        |      |
| 庄司 弘美 | 仙台市社会学級研究会顧問                |      |
| 高城 みさ | 仙台市 PTA 協議会会長               |      |
| 高橋 満  | 放送大学宮城学習センター所長              | 委員長  |
| 高山 典子 | 仙台市立大野田小学校校長                |      |
| 野原 昌之 | 株式会社創童舎代表取締役                |      |
| 広瀬 剛史 | 一般社団法人 ReRoots 会長           |      |
| 松本 由男 | 仙台市議会議員(令和 3 年 7 月 23 日付退任) |      |
| 松山 智美 | 公募委員                        |      |

五十音順，敬称略

所属等は委員在任時最終のもの

## ○ 仙台市社会教育委員の会議 審議の経過

|      | 開催日         | 協議内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回  | 令和元年11月19日  | ○ 委員長, 副委員長の選出について<br>○ 会議の運営, 日程について                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 第2回  | 令和2年 2月 4日  | ○ 諮問<br>○ 勉強会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| -    | 令和2年 4月14日  | 中止(感染拡大状況のため) ※令和2度社会教育団体に対する補助金についてのご意見は4月中に別途確認。                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 第3回  | 令和2年 6月 2日  | ○ 令和2度社会教育関係予算について<br>○ 令和2年度社会教育団体に対する補助金について<br>○ 新型コロナウイルスの社会教育事業への影響について<br>○ 今後の進め方について                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 第4回  | 令和2年 7月27日  | ○ 「(仮称) 仙台市教育プラン」について<br>○ 議論の観点について<br>○ 調査の検討                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 事例調査 | 令和2年 8月～10月 | ○ 障害のある方々の生涯学習について<br>令和2年 8月25日 仙台市立鶴谷特別支援学校<br>令和2年 8月27日 NPO法人エイブル・アート・ジャパン東北事務局<br>令和2年 8月31日 社会福祉法人太陽の丘福祉会<br>仙台ローズガーデン<br>令和2年 9月 1日 公益社団法人<br>東北障がい者芸術支援機構<br>令和2年 9月 3日 社会福祉法人<br>仙台市障害者福祉協会<br>○ 貧困のなかにある方々の生涯学習について<br>令和2年 8月28日 NPO法人アスイク<br>令和2年 9月 1日 特定非営利活動法人<br>まなびのたねネットワーク<br>令和2年 9月 3日 特定非営利活動法人STORIA<br>令和2年10月26日 民生委員児童委員 |
| 第5回  | 令和2年 9月23日  | ○ 「(仮称) 仙台市教育プラン」 骨子案について<br>○ 調査報告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 第6回  | 令和2年11月24日  | ○ 「(仮称) 仙台市教育構想 2021」 中間案について<br>○ 調査報告<br>○ 施策の柱建てについて                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 第7回  | 令和3年 2月 2日  | ○ 「(仮称) 仙台市教育構想 2021」 中間案に対する意見<br>聴取について<br>○ 提言の柱建てについて                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 第8回  | 令和3年 4月13日  | ○ 令和3年度社会教育関係予算について<br>○ 令和3年度社会教育団体に対する補助金について<br>○ 答申の骨子案・構成案について                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 第9回  | 令和3年 6月 1日  | ○ 答申書素案の協議                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 第10回 | 令和3年 8月 3日  | ○ 答申書最終案の協議                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

発 行

仙台市教育委員会生涯学習課

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目 5 番 12 号

上杉分庁舎 10 階

TEL 022-214-8886 FAX 022-268-4822